

令和 6 年度 認証評価

ユマニテク短期大学

自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書.....	
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神].....	
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果].....	
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証].....	
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程].....	
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援].....	
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源].....	
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源].....	
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源].....	
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源].....	
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ].....	
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ].....	
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス].....	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、ユマニテク短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 30 日

理事長

大橋 正行

学長

鈴木 建生

ALO

平松 喜代江

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 14 (1939) 年	「ツルー洋裁学院」開設
昭和 24 (1949) 年	各種学校 認可 (愛知県)
昭和 37 (1962) 年	「学校法人精和学園」法人認定
昭和 51 (1976) 年	「ツルー服装専門学校」専修学校認可 (学校教育法改正)
昭和 61 (1986) 年	「ツルー服装専門学校」を「精和学園服装専門学校」に校名変更
平成 6 (1994) 年	「精和学園服装専門学校」を「精和学園ファッション専門学校」に校名変更
平成 15 (2003) 年	「精和学園ファッション専門学校」を「精和学園文化・ファッション専門学校」に校名変更
平成 16 (2004) 年	「精和学園」を「あいち大橋学園」に法人名変更
平成 17 (2005) 年	「名古屋ユマニテク歯科医療専門学校」開設 歯科衛生学科／医療専門課程: 歯科衛生士養成所を名古屋市中村区名駅に設置
平成 17 (2005) 年	「精和学園文化・ファッション専門学校」を「精和総合文化専門学校」に校名変更
平成 17 (2005) 年	法人本部を名古屋市中村区名駅に変更
平成 22 (2010) 年	「名古屋ユマニテク歯科医療専門学校」学科新增設 「ユマニテク歯科製菓専門学校」に校名変更 製菓製パン本科他／衛生専門課程: 製菓衛生師養成施設を設置
平成 23 (2011) 年	「ユマニテク歯科製菓専門学校」を「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」に校名変更
平成 25 (2013) 年	名古屋市中村区亀島に校地校舎取得及び同校舎改修工事
平成 25 (2013) 年	「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」付帯事業 お菓子教室 Visage (ヴィサーージュ) を開設
平成 26 (2014) 年	「精和総合文化専門学校」を名古屋市西区上名古屋より名古屋市中村区亀島へ移転、入学定員を 40 名から 80 名に変更
平成 27 (2015) 年	「精和総合文化専門学校」専門課程「ファッション専科」を廃止、「精和総合文化専門学校」を「精和高等専修学校」に校名変更
平成 27 (2015) 年	「あいち大橋学園」を「大橋学園」に法人名変更
平成 27 (2015) 年	法人本部を名古屋市中村区亀島に変更
平成 27 (2015) 年	「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」

	歯科衛生学科、製菓製パン本科 職業実践専門課程認定 文部科学大臣 (2月19日)
平成31(2019)年	「精和高等専修学校」 「名古屋ユマニテク調理製菓専門学校」に校名並びに養成施設名変更 高等課程総合学科(入学定員80名3年制)に加えて、専門課程調理師専科(入学定員40名2年制)、製菓製パン本科(入学定員80名2年制)を増設認可(1月8日)
平成31(2019)年	「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」 「名古屋ユマニテク歯科衛生専門学校」に校名変更 製菓製パン本科(入学定員80名2年制) 廃止(1月8日) 歯科衛生学科(入学定員120名3年制)／ 医療専門課程：歯科衛生士養成所定員増認可(3月13日)
令和4(2022)年	「名古屋ユマニテク調理製菓専門学校」 調理師専科 職業実践専門課程認定 文部科学大臣 (3月25日)

<短期大学の沿革>

平成28(2016)年	ユマニテク短期大学設置認可 文部科学大臣(10月31日) 学校法人組織変更認可 文部科学大臣(10月31日) 幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格を得させるための学科等の課程認定 文部科学大臣(11月28日)
平成29(2017)年	指定保育士養成施設 指定承認 三重県知事(3月31日)
平成29(2017)年	ユマニテク短期大学 開学(4月1日) 幼児保育学科(入学定員100名)

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和6(2024)年5月1日現在

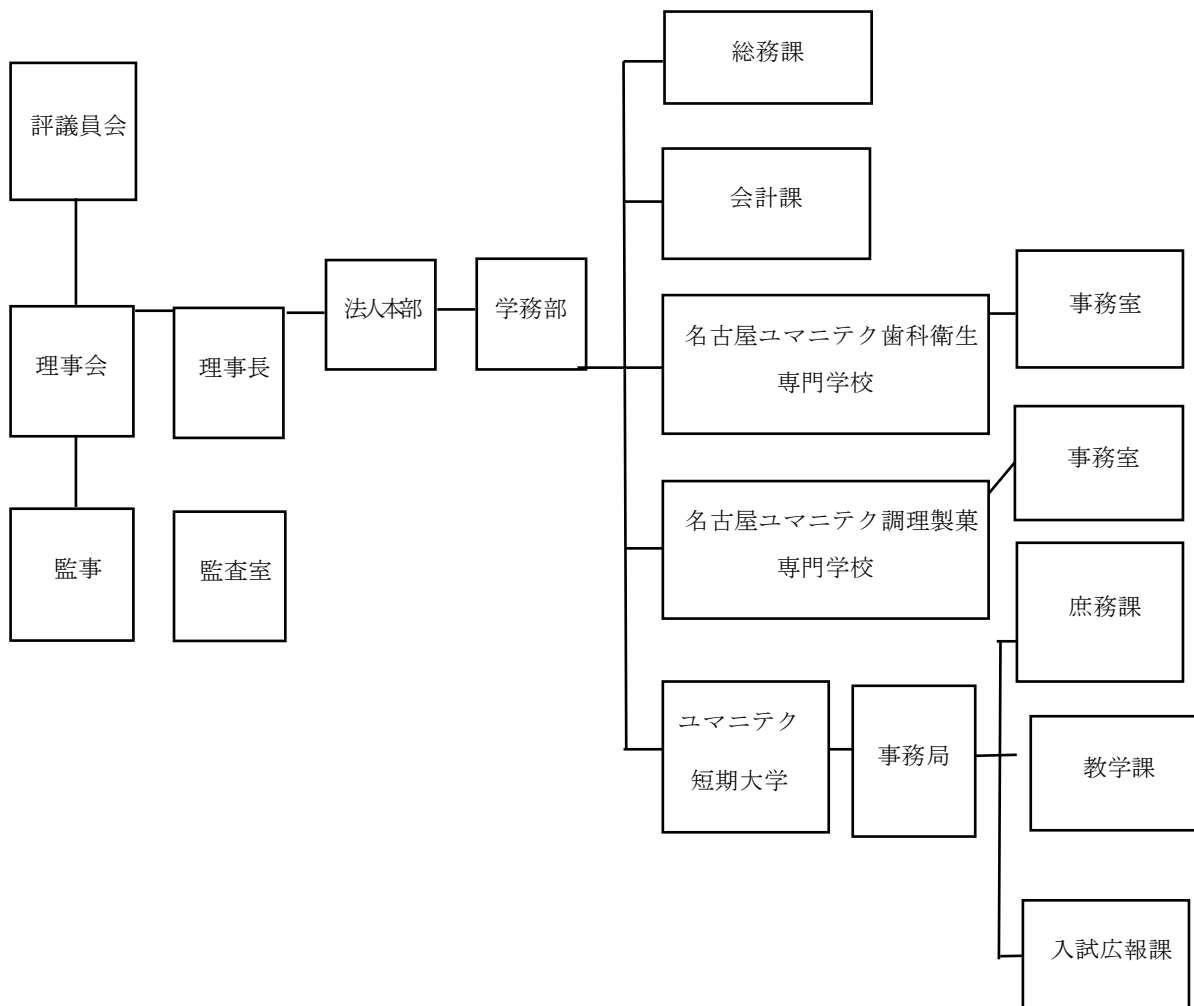
教育機関	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数	備考
ユマニテク短期大学	三重県四日市市 南浜田町4-21	100	200	120	

名古屋ユマニテク 歯科衛生専門学校 専修学校 専門課程	愛知県名古屋市中村区 名駅2-33-8	120	360	348	平成31(2019) 年4月 校名・入学定員 変更80人→120人
名古屋ユマニテク 調理製菓専門学校 専修学校 専門課程	愛知県名古屋市 中村区亀島2-6-10	120	240	236	平成31(2019) 年4月 校名・定員変更・専門 課程設置
名古屋ユマニテク 調理製菓専門学校 専修学校 高等課程		80	240	255	

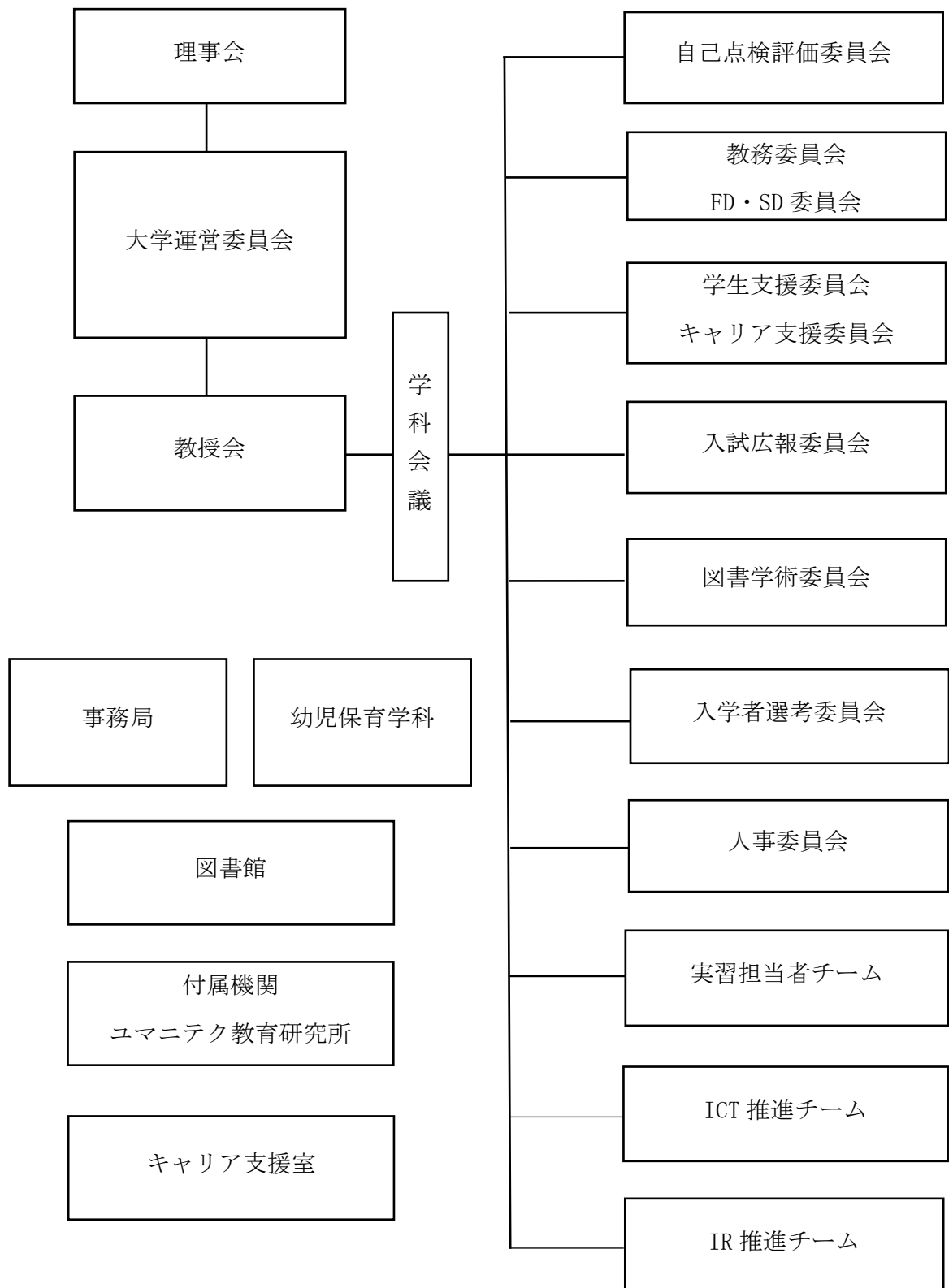
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6(2024)年5月1日現在

<学校法人の組織図>



<短期大学の組織図>



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

四日市市は三重県北部の中心都市で、県庁所在地の津市を上回る三重県下最大の人口を擁している。

令和5（2023）年5月1日現在

- ・人口 308,608 人
- ・世帯数 144,816 世帯
- ・面積 206.44 km²

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	市・郡	令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北 勢	桑名、いなべ 四日市	33	52.3	42	64.6	35	57.4	39	54.1	67	55.8
中 勢	鈴鹿、亀山 津、松阪	16	25.4	19	29.2	16	26.2	24	33.3	35	29.2
南 勢	伊勢、志摩	7	11.1	2	3.1	5	8.2	2	2.8	3	2.5
伊 賀	上野、名張	2	3.2	0	0	2	3.2	0	0	2	1.7
東紀州	尾鷲、熊野	0	0	1	0.2	0	0	0	0	0	0
県 外	愛知県他	5	7.9	1	0.2	3	5	7	10	13	10.8
合 計		55	63	100	65	100	61	100	72	120	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和5（2023）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

三重県における保育士の有効求人倍率は、令和5（2023）年1月時点で2.54倍であった。令和元（2019）年度時点に比べて増加しており、今後も増加傾向にあることが指摘されている。このような状況のなかで、三重県下における幼稚園教諭・保育士養成の教育機関は本学を含め現在5校（大学2校、短期大学3校）である。このうち3校は三重県の中南勢地区に集中しており、本学は三重県北勢地区の幼稚園教諭・保

育士養成の教育機関として、地域を支える次世代を社会に送り出すべく取り組みを行っている。

- 地域社会の産業の状況

臨海部は石油コンビナートの立地により工業都市として栄え、内陸部では電気・電子関連産業や自動車関連産業などが集積し、ものづくりの中心となっている。

- 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源【テーマD 財的資源】 「短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい」 との指摘あり (一財) 大学・短期大学基準協会認証評価 令和6年3月8日付け機関別評価結果より
(b) 対策
① 学生募集関連業務 (オープンキャンパス、高大連携授業、体験実習ガイダンス、校内説明会等) への教職員全員体制での取り組みの強化 ② 奨学金の拡充 (高校での活動の評価、三重県内での進学促進等) ③ 保育希望者増加への促進・強化 (高校生インターンシップ、大橋学園グループ内進学等)
(c) 成果
次年度以降に検証予定

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
なし
(c) 成果
なし

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等
なし

--

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況
なし

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

科学研究費獲得に向けて、本年度規程等を整備し、研究会等も開き、申請可能な事務局体制を確立した。下記に記した規程等をもとに公的資金の適正管理を行っている。

[科研費申請に係わる規程]

- 1 ユマニテク短期大学における公的研究費の運営・管理の責任体系
- 2 ユマニテク短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程
- 3 ユマニテク短期大学公的研究費使用ハンドブック
- 4 ユマニテク短期大学における研究活動及び公的研究費使用の行動規範
- 5 ユマニテク短期大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針
- 6 ユマニテク短期大学公的研究費不正使用防止計画
- 7 ユマニテク短期大学公的研究費不正使用による取引停止取扱規程
- 8 誓約書、業者提出用誓約書
- 9 ユマニテク短期大学の研究活動における不正行為への対応等に関する規程
- 10 不正行為等通報書
- 11 ユマニテク短期大学公的研究費不正防止委員会規程
- 12 ユマニテク短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程
- 13 ユマニテク短期大学公的研究費内部監査マニュアル
- 14 ユマニテク短期大学公的研究費取扱規程
- 15 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施要項
- 16 公的研究補助金等に関わる職務権限規程

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和5（2023）年度の自己点検評価委員会の構成は下記の通りである。

委員長 鈴木 建生（学長）
委員 平松 喜代江（学科長、教授、ALO）
委員 岩田 壮介（事務長、ALO補佐）
委員 徳増 全矢（講師）
委員 浅井 勉（副事務長）
委員 樋口 暁美（事務局教学課長代理）
委員 山田 直瑠（事務局庶務課）
委員 小島 裕子（事務局教学課）
委員 黒田 貴司（学園本部学務部長）
委員 和田 実名子（学園本部総務課）

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

自己点検・評価のための自己点検・評価委員は学長を委員長として、ALO（学科長）、ALO補佐（事務長）などで構成されており、学長は必ず委員会に出席している。また、状況に応じて、理事長、法人本部長、学務部長には同席依頼をしている。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価委員会は、毎月1回の定例会議を開催して、自己点検・自己評価にむけて活動している。さらに、自己点検・評価報告書作成にむけては、本委員会委員を中心に全教員・全職員が執筆作業に携わり、本学が一丸となって対話にて作業を取り組んだ。令和5年（2023）年度には、自己点検・評価委員会を第1回（4月11日）、第2回（4月18日）、第3回（5月16日）、第4回（6月13日）、第5回（7月11日）、第6回（8月1日）、第7回（10月10日）、第8回（11月14日）、第9回（12月12日）、第10回（1月16日）、第11回（2月13日）、第12回（3月11日）の定例委員会を計12回開催した。また、臨時委員会として5月23日、9月5日、9月11日の3回、加えて、5月9日には大学基準協会の評価主査経験のある先生を講演者として招き、理事長、理事、監事、教職員を対象として認証評価事前勉強会を行った。全体として、本学の委員会組織を母体とした分科会（教務分科会、学生支援分科会、入試広報分科会、図書学術分科会、本部分科会）の5つに分類して活動した（議事録）。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

令和5年4月11日 第1回自己点検・評価委員会
令和4年度自己点検・評価報告書作成の進捗状況の確認
令和5年4月18日 第2回自己点検・評価委員会
報告書作成にむけての役割分担、認証評価勉強会開催準備
令和5年5月9日 認証評価勉強会
認証評価についての講演、注意事項確認（シラバス作成、PDCA等）
令和5年5月16日 第3回自己点検・評価委員会
5月9日勉強会振り返り、報告書作成進捗状況の確認
令和5年5月23日 臨時自己点検・評価委員会
6月末日〆切書類（報告書等）提出 役割分担、準備・確認
令和5年6月13日 第1回全体説明会・分科会
6月末日〆切書類（報告書等）提出 事前準備・確認

- 令和5年7月11日 第5回自己点検・評価委員会
自己点検・評価報告書完成までの振り返り、訪問調査対応協議
- 令和5年8月1日 第6回自己点検・評価委員会
9月訪問調査決定にともなう準備、他学からのアドバイス共有等
- 令和5年9月5日 臨時（拡大）自己点検・評価委員会
9月13、14日訪問調査事前準備、確認等
- 令和5年9月11日 臨時（拡大）自己点検・評価委員会
9月13、14日訪問調査直前準備、確認等
- 令和5年10月10日 第7回自己点検・評価委員会
令和5年度報告書作成について（内部質保証ルーブリックの検証）
3つのポリシー改訂への協議等
- 令和5年11月14日 第8回自己点検・評価委員会
3つのポリシー改訂についてグループ別検討の報告
令和5年度報告書作成について、PROGの活用について
- 令和5年12月12日 第9回自己点検・評価委員会
3つのポリシー最終確認、アセスメントポリシー策定について
- 令和6年1月16日 第10回自己点検・評価委員会
3つのポリシー説明文作成、アセスメントポリシー策定
令和5年度報告書作成作業分担について
- 令和6年2月13日 第11回自己点検・評価委員会
学修成果の評価について、卒業生アンケートについて
- 令和6年3月11日 第12回自己点検・評価委員会
学修成果の評価実施カレンダー作成、観点一覧表の作成

上記の通り、本学の令和4（2022）年度自己点検・評価報告書をもとに、観点等点検表を使用し、「現状」「課題」「記録・資料」としてまとめる。これら観点表をもとに、令和5（2023）年度の報告書を作成する。また、認証評価における訪問調査において評価を頂いた項目はもちろん、アドバイスを頂いた課題・項目には早急に取り組みを進めている。取り組めた項目は積極的に報告書に記載し、未達成の項目については特に対処を早めていく。その際、分科会ごとに「内部質保証ルーブリック」をもとに、自己判定を行い、常にPDCAサイクルを意識して作業を進める。後期終了の時期に、再度「分科会における取組項目の進捗状況確認表」をもとに振り返りを行い、実践できた項目は、すべて報告書に記載する（議事録）。令和5年（2023）年度内に取り組みなかった項目については課題に記載し、その課題達成にむけて現在取り組んでいる状況については特記事項へ記載した。さらに、課題達成を含んだ今後の見通しについて、改善計画へ記載した。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**[テーマ 基準 I -A 建学の精神]****[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

ユマニテク短期大学の建学の精神は「地域を支える次世代を社会に送り出す」とし、「豊かな人間性と確かな技術」を兼ね備えた保育者を育てる教育理念を明確に示している。この教育理念を基盤として本学では後述する「ユマニテク (HUMANITEC)」という言葉に象徴される教育を展開する。それは、豊かな人間性を育み、実践を中心とした教育を理念とし、「人としての優しさ」「他人を思いやる気持ち」を基本として、その精神をもった人材を育成し、将来の地域を支える次世代を担う人材を輩出することを意図とするものである。具体的には、ユマニテク短期大学で学ぶ学生は予測不可能な時代を生きる人材像として、普遍的な知識と汎用的技術を身に付け、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、倫理的思考力をもって地域社会へ貢献することを期待している。

本学園はこの「ユマニテク」という言葉を冠した専門学校を展開することによって、この地域社会において一定の知名度を有するに至った。それは本来人間に備わっている無償の愛、優しさや他人を思いやる精神の涵養への願いが込められた Human (ヒューマン) という言葉と、知識と経験に裏打ちされた「技術」という意味を持つ Technology (テクノロジー) という言葉を併せて創出されたものである。すなわち、「ユマニテク (HUMANITEC)」という大学名は、「豊かな人間性と実践を中心とした教育によって身に付く確かな技術」という教育理念による専門職業人の教育を意味する言葉であり、これまで展開してきた本学園の教育活動全体を意味する言葉としてこの地域においては通用・浸透していると言える。地域社会において特に人材不足が顕著な保育士・幼稚園教諭など保育・幼児教育に携わる専門職業人の養成を主眼とする本学では、地域のニーズに応えるべく教育を行っている。

それを実現するために、学修者本位の教育への転換を図り、学修者が何を学び、身に付けることができたのかを個々の学修成果として可視化する。さらに、教員は、教育と研究を通じてより充実した保育・幼児教育等を提案できるよう教育関係機関との協力・連携を図り地域社会に貢献できるように尽力していく。教育研究体制において、多様性と柔軟性を確保す

るため、多様な教員を配置している。具体的には、保育現場での経験を有する実務家教員、これからの教育研究を担っていく若手教員、学校現場での教育および学生指導経験を有する教員等である。非常勤講師においても、保育現場での経験を有する教員だけでなく、児童相談所の所長を歴任された講師、現役の弁護士である講師、保育所・幼稚園を運営している教員、多様な実務経験者から時代の変化に応じた迅速かつ柔軟な教育体制を充実させることで建学の精神の具現化を図っている。

本学は、学校教育法における短期大学の目的に則し、教育・研究活動等を日々展開している。その姿を端的に表すのが、建学の精神であり、関係法令とともに本学の諸活動の源泉となっている。本学の建学の精神のめざすところは、豊かな人間性と確かな技術をもった学生を育成することである。したがって、本学の学則第1条に規定する「本学は教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、必要な専門の知識と技術を教授研究し、—（中略）—、社会的に寄与することを目的とする」と定めている。また、私立学校の通則法である私立学校法は、私立学校の特性を、各校が建学の精神に根差した諸活動を展開することにあると捉え、その自主性を重んじることにより私立学校の公共性が高められると謳っており、その面でも、ユマニテクの各学校（専門学校含む）固有の建学の精神を基軸に教育・研究・地域貢献活動を展開している本学では、私立学校法の精神に応じうる公共性を有している。

建学の精神は学生ハンドブック、大学案内、学生募集要項及び本学ホームページや各種事業報告等の掲載における周知によって学内外に公開している。（資料1・2・3・4、5）さらに入学式・卒業式などの行事の際や学内での各種の機会を通じ、本学における諸活動の源泉は建学の精神に由来することへの理解が深められている。

学生には新入学生オリエンテーション時には、建学の精神の由来・意義を理事長及び学長から説明をすると共に、各教室に建学の精神、教育理念を掲示し、学生全員に周知させている（資料6）。また、オープンキャンパス、入学前教育でも学長より直接、学生・保護者へ建学の精神について説明している。さらには、学長及び各教員の日常的な講話の時間等を通じ、建学の精神の現代的意義や解釈の方向性について説明と確認がなされるなど、毎年の自己点検・評価活動の中でもこの建学の精神と教育理念は定期的に確認をしている。特に、建学の精神の学内での共有に関して、学生に対しては、「建学の精神」に基づく科目として「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を設け、また、学園の歴史等について学生へ教授する機会ともなっている「社会学」を令和6年度には「ユマニテク教育学」に科目変更し、建学の精神と教育理念についてさらに探求し、学びの基盤となることを狙っている。（資料7）。社会学では理事長自ら、オンデマンド配信により学生一人ひとりへ建学の精神ならびにユマニテクの教育理念を教授している。教職員には年度当初の教授会において理事長及び学長より、建学の精神と理念について確認している。また、新入教職員研修（資料-8）や毎月発行される本学園の学内広報誌においても、教職員へ建学の精神を伝え学園の意識統一をしている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学の建学の精神である「地域を支える次世代を社会に送り出す」を体現する取り組みとして、地域社会に向けた公開講座及び生涯学習事業等を積極的に行っている。

①みえアカデミックセミナー（公開セミナー）

開学初年度より、三重県内の大学・短期大学・高等専門学校及び三重県生涯学習センター主催による公開セミナーである「みえアカデミックセミナー」（三重県総合文化センターで開催）に毎年講師を派遣し積極的に参加している。また、同移動講座（三重県内の市町村で開催）にも依頼があった年は講師を派遣している。なお令和 5(2023)年度は、本学学長・教授鈴木建生が講師を務めた。「叱ったり怒ったりせずに質問でかかわると子どもはどうなる？」をテーマに掲げ、ペアワークを行いながら講演された。子どもへのことばがけの基礎を学べる機会として、多くの参加者が集まった。詳しい内容は三重県生涯学習センターみえアカデミックセミナーの事業レポートにて報告されている（資料：みえアカデミックセミナー2023 チラシ）。

②ユマニテク短期大学公開講座

令和 5（2023）年 9 月 9 日（土）にコロナ禍以来 4 年ぶりに公開講座を実施した。今回は、三重県在住のイラストレーター、絵本・あそび作家として活動されている浦中こういち氏を招聘し「親子ふれあいあそび歌+絵本ライブ」を行った。親子のふれあいを中心に、パネルシアター、紙皿シアター、新聞遊び、絵本読み聞かせなどを行った。地域の親子を対象に募集し、当日は多くの親子（子ども合計 32 名）の参加があった。事後アンケートでは、「子どもと一緒に楽しい時間を過ごせました。また機会があれば参加したいです」といった声をたくさんいただいた。

講座では、まだ学び始めて半年の 1 年生（4 名）が学生スタッフとして参加し、日ごろ学んだことを活かし活躍した。学生にとっても多くのことを学べる機会であった（資料：公開講座チラシ）。

③三重県委託訓練生受託（三重県離職者訓練）

令和 2(2020)年 4 月から三重県委託事業としての委託訓練生制度が開始され、保育士養成科生徒としての受入れが行われるようになった。令和 5(2023)年度に 9 名を受入れた。本学においても、教育研究体制として多様性と柔軟性の確保の一環として、18 歳で入学する者を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人を積極的に受け入れる体質変換を実施している。委託訓練生からは、三重県内の他の委託生を受け入れている養成校のなかでは、本学は多くの支持を得ており、毎年多数の社会人が受験している。なかには、三重県委託事業の訓練生として試験に通らなかった場合、本学の社会人入試を受験したいという希望の者もあり、多用な学生の受け入れを実現している。

④三重県内外各地の教育委員会及び団体からの講師派遣依頼

本学では、三重県内各地の教育委員会及び団体から派遣の依頼を受け、本学所属教員を各種研修講座の講師として派遣している。令和5(2023)年度も、就学前教育の資質向上事業に係る幼児教育アドバイザー派遣を始め各所に派遣した。研修テーマとしては、一般市民を対象とした家庭教育講座から未就学児保護者、保育士、幼稚園教諭、子育て支援事業担当者等広範囲に及んだ。なお本学から派遣しているケースのほか、教員自身が自らの専門性を活かし、各種研修講師や演奏活動など積極的に社会貢献活動を行っている。これらの要請状況から、本学教員の専門性および、教育研究力の高さ、地域からのニーズに応えられていることがわかる。

⑤高大連携校への出張講座

本学は教育機関と高大連携協定を締結した学校が7校（大橋学園高等学校・三重県立久居高等学校・三重県立四日市農芸高等学校・三重県立桑名北高等学校・名古屋ユマニテク調理製菓専門学校高等課程・三重県立伊賀白鳳高等学校・三重県立白子高等学校）あり、各校への出張講座を行っている（資料：高等学校とユマニテク短期大学との高大連携に関する協定書、学校一覧）。令和5(2023)年度に締結した高校は、三重県立白子高等学校の1校となる。本学の成り立ちから姉妹校への出張講座はもとより、三重県内公立高校への出張講座も行っている。本講座では、高大接続に関連して高等学校での学びと高等教育機関での学びの違い、高等教育機関で学ぶ上での心構えについて講義して、短大での学びのイメージをもち、スムーズに短大での学習に移行できるように努めている。また、保育・幼児教育への興味関心を高めるために、本学の実務家教員を派遣して、保育の魅力を伝えている。そのほか、本学の音楽専門教員を派遣し、ピアノ指導の導入を実施している。その際、本学の教育の特徴である専門ゼミナールにおけるプログラム内容を紹介し、短大での学びの内容をより身近に感じてもらい、興味関心をもってもらっている。さらに、「子どもが好き」という生徒だけでなく、「音楽が好き」「造形が好き」「ダンスが好き」といった「様々な好き」をきっかけに保育に興味をもってもらい多用な学生確保に努めている。

⑥ユマニテク短期大学附属ユマニテク教育研究所の公開講座等

「ユマニテク教育研究所」は令和2(2020)年7月1日にユマニテク短期大学附属の教育研究機関として設立された。本研究所は三重県北勢地域において、「豊かな人間性と確かな技術」をもった人材を育成する「ユマニテク教育」を普及するための基幹組織としての使命を果たすことを目的とする。子どもも大人も持続的に成長していくための学びの場を保障し、地域の関係機関と連携し、地域の教育力を向上させていくためのハブ組織としての機能を目指している。そのために保育から社会人教育まで、さまざまな教育プログラムを提供している。

活動の柱は次の4つである。

- 1) 地域の教育力の向上（教員の資質向上、児童・生徒・学生の能力向上）
- 2) 地域の教育力向上のエビデンスとしての紀要発行（第3号まで発行）
- 3) 大橋学園グループ全体の教職員研修

4) 大橋学園グループの教育力向上のための研究

活動の柱に基づく具体的な活動は以下の通りである。

1) 地域の教育力の向上

本研究所では年間でテーマを決め、そのテーマに沿った内容のフォーラム、ワークショップを毎年3回開催している。今年のテーマは「探究学習」「地域と連携した探究活動」とした。学習指導要領が新しくなり、令和6(2024)年度からは小学校から高等学校まで、すべての子どもたちが新たな教育活動を行うことになる。そこでは子どもを主体にした「生きる力」を育む教育が重視されることになる。子どもたちが自ら学び、自ら考え、自ら判断し、行動することが求められる。そのために必要になってくるのが「探究学習」である。

第1回目のフォーラムは8月11日(金)に「ユマニテク教育フォーラム」として開催した。このフォーラムは本研究所が主催し、地方の教育力向上を目的として、毎年行っており、今回が6回目の開催となる。第1部では株式会社 Dream3.0 執行役員の奥山夢菜氏を招いて「地域との連携で生徒の探究学習を推進する」とのテーマで実践発表と参加者によるディスカッションを行った。第2部では三重大学大学院の中西良文教授に「生徒の探究活動の報告書、論文、プレゼンを支援する」とのテーマで講演とグループワークによるワークショップをお願いした。また、第3部として共同開催をしている三重県若手進路研究会の市川歩美・神戸高校教諭の研究発表を行った。コロナ禍が収束し、今年度は三重県内のみならず、全国の実践者、行政の方々、保護者など45名が集まってくれ、お互いの経験を持ち寄りながら、新たな発見と議論の場にする事ができた。

第2回目は12月2日(土)の「第3回三重県地域連携フォーラム」である。昨年に引き続き、「授業デザイン」ワークショップを行った。昨年参加していただいた先生方に、1年間の自らの授業の変化を発表していただきながら、グループで「新学習指導要領の下でどのように授業を深化、進化させていくか」について、ワールドカフェ方式でできる限りの意見交換を行った。昨年を上回る22名の三重県の先生方が参加した。熱心な議論を通じてお互いの力を高め合ういい機会になったと思う。

第3回目には3月23日(土)、今年の実践の締めくくりとして「教育ワークショップ」を行なった。地域との連携で生徒の「自走する力」を伸ばす実践を行ってきた津東高校の土方清裕校長による講演・ディスカッションと、飯南高校において土方校長とともに探究学習に取り組んできた多賀秀徳教諭によるワークショップの2本立てであった。ともに、実践に基づく有意義なワークショップで、会場の先生方も「困った時の対応」などについて質問、問題提議、解決への討議など熱い時間を過ごす事ができた。県外からも興味を持って参加して下さる先生方もあり、このテーマに関する興味の深さを知ることができた。

来年度は、「高等教育改革と接続教育(仮)」をテーマとして、「個」の力をいかにして伸ばしていくかについて深めていく予定である。

また、今年度は保育士・幼稚園教諭の養成機関のユマニテク短期大学の使命として、現場の力を向上してもらえるよう、「保育士・幼稚園教諭と保護者のためのコーチング講座」

と題して、8月5日（土）、12月25日（月）の2回にわたって、現役の保育士・幼稚園教諭、保育士を目指す方々、保育園児の保護者を対象としたワークショップを行った。本研究所の外部研究員である四日市南高校教諭の峯下隆志氏と教育コミュニケーショントレーナーの増田乃美氏のお二人に講師に、グループワークを中心に楽しく学ぶ実践的な時間を過ごした。「新たなことを知ることができて、目から鱗」との声も聞こえ、参加者たちは充実した時間を過ごすことができた。今後も現場の先生たちの専門性を高めることができるようなプログラムを提供して、ユマニテク短期大学としての役割を果たしていきたいと思う。

その他の地域への貢献活動

【鈴木建生】

- ・令和5年5月17日、三重県立津商業高等学校教職員研修会コーチング
- ・令和5年5月18日、滋賀県高等学校教員3年次研修（滋賀県教育センター主催）
- ・令和5年7月1日、産業能率大学授業力向上セミナー
- ・令和5年7月12日、三重県立津商業高等学校教職員研修会コーチング
- ・令和5年7月20日、三重県立いなべ総合学園教職員研修会
- ・令和5年8月24日、三重県総合文化センター主催 みえアカデミックセミナー
- ・令和5年10月5日、三重県立津商業高等学校教職員研修会コーチング
- ・令和5年11月8日、三重県立津商業高等学校3年生キャリア講演会
- ・令和5年11月22日、三重県立飯南高等学校全校生徒人権講話
- ・令和5年12月7日、三重県立津商業高等学校教職員研修会コーチング

【鈴木達哉】

- ・令和5年8月2日、三重県私学振興会国語教育研究会「読む、書くを中心とした表現指導の授業実践」
- ・令和5年8月31日、鈴鹿中等教育学校教員研修会「探究学習を大学入試に結びつける」
- ・令和5年9月7日、三重県立松阪商業高等学校3年生講演会「自分の研究を論文、プレゼンに」
- ・令和5年8月28日、三重大学PBL教員懇談会「高等学校の探究学習の現状と提案」
- ・令和5年11月4日、三泗地区高校展（高校進学に関するPTA連合会とのコラボ企画）基調講演「なぜ勉強するの、何を勉強するの＝キャリア教育を進める」および進学なんでも相談会講師として参加。

【福井陽子】

- ・令和5年度「生涯学習講座」として「ニットソーイング講座」を毎週1回開催し、参加者数延べ148名。

2) 地域の教育力向上のエビデンスとしての紀要発行

本研究所では地域で教育活動に尽力している教師や地域の研究者、ユマニテク短期大学および大橋学園、みえ大橋学園の教員・職員に研究・実践発表の場として「ユマニテク教

育研究所紀要」を提供している。令和6年3月現在で、第3号までを発刊。今年度は査読の資格をお持ちの三重大学大学院中西良文教授、名城大学伊藤康児教授に「論文の書き方講座」として3回にわたって指導を仰ぐことができた。この講座が教員自身のアカデミックな文章作成のみならず、生徒の論文、プレゼン資料作成の指導にも役立っている。紀要そのものも、だんだんと内容が充実してきており、第3号では13本の投稿を掲載することができた。

3) 大橋学園グループ全体の教職員研修

今年度もアクティブラーニングを用いた授業力の向上方法や、対生徒、対保護者との信頼関係を築くために効果的なコミュニケーションスキルを学び、今後の授業設計に生かしてゆくことを目標として、4回にわたって新入教員研修を行った。

第1回 5月24日(水) 14:00~17:00

- ・ 事前課題の振り返りと質疑応答、協同学習の基礎

第2回 7月24日(月) 14:00~17:00

- ・ 1学期(前期)の振り返り、課題解決に向けたフィードバック

第3回 8月21日(月) 14:00~17:00

- ・ 授業デザインを考えるワールドカフェ

第4回 12月20日(水) 14:00~17:00

- ・ 振り返り、フォローアップ研修

⑦その他の活動(専門ゼミナール地域連携プログラム)

地域の公共団体である菰野町および菰野町社会福祉協議会、社会福祉法人アパティア福祉会と連携して、本学学生の地域での実践の機会を得ている。具体的には本学2年次の専門ゼミナール地域連携プログラムの学外実践活動の一環として、地域の幼稚園・保育園、児童福祉施設の子どもたちを対象に、学生が自ら立案・企画・練習・運営を行った音楽表現活動としてコンサートツアーを行った。本活動は、地域の子どもと演者である学生との交流のなかで文化・芸術を媒介として社会性を相互が学び、知的経験を深めることを目的としており、令和5(2023)年度は1日2公演を含む2会場で実践を行った。1か所目の会場として、令和5(2023)年11月11日(土)本学での大学祭(来場者数432名)で2公演、2か所目は令和5(2023)年12月9日(土)菰野町町民ホール(社会福祉法人アパティア福祉会主催、菰野町・菰野町社会福祉協議会後援、来場者数約150名)で、第1部は菰野町在住の保育所園児及び関係者限定、2部は社会福祉法人アパティア福祉会関係者限定の2公演として自主公演を行った。この活動を通して、地域社会における本学の知名度を上げていきたい。実際にこのコンサート活動を見て、本学への入学を希望した者もあり、地域社会へ貢献できている。このコンサート活動は今後も継続していく。

⑧その他の活動「地域ボランティア実践」

「地域ボランティア実践」という1年次必修科目において、行政との協力・連携および地

域への貢献を学ぶため、地元である四日市市の「じどうかんまつり」にボランティアとしてブースを出店することで子どもたちとの触れ合い、学外活動の体験をしている。この祭りには、ブースの企画から参加しており、児童館の先生方から遊びの指導を受けながら、時間を掛けて準備している。学生たちは、現場の先生方からの的確な助言を受け、子どもたちに安全な遊びを提供する難しさを痛感し学びを深めている。さらには四日市市の「じんけんフェスタ」に参加し、人権について考える機会を得ると共に、参加した子どもたちとの関わりも大切にしている。これらの活動を通して、学生たちは、子どもたちが安全・安心して過ごせる地域社会の構築について考える機会となっている。

⑨高校生のインターンシップについて

本事業は、四日市市こども未来課と四日市私立保育連盟と本学で連携を図り、高校生のキャリア教育の機会の一つとして、夏休み期間を利用して保育の職業体験を行い、将来のキャリアの一選択肢として保育士を意識させることで、保育者不足解消の一助となることを目的としている。さらに保育者養成校であるユマニテク短期大学で実習担当教員による事前・事後指導を行うことで、職業体験を円滑で実りのあるものに行っている。2023年8月に行われ本事業では、32名の参加総数があり、そのうち23名が高校3年生であった。そして、高校3年生の参加者の中から最終的に13名の入学があった。今後も継続的に行う予定である。

教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

幼稚園・保育所・福祉施設等でコンサートや劇を公演したり、児童館祭りにブースを出店したりして学外活動を行っている。ホームページ、中日新聞北勢版に掲載、DVDに収録、ボランティア実施記録（学外授業実施記録）ボランティア活動支援センターなどの組織を立ち上げ、学生の活動を支援する。また学内においても地域の人を呼んで演奏や遊びの体験の場をもうけていく（資料：ホームページ、中日新聞北勢、DVD、ボランティア実施記録）。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

ユマニテク短期大学の建学の精神は「地域を支える次世代を社会に送り出す」であり、「豊かな人間性と確かな技術」を兼ね備えた保育者を育てる教育理念を明確に示している。

「地域を支える次世代を社会に送り出す」という建学の精神をいかに具現化するかが本学の使命である。また、これらに加えて、「豊かな人間性」をはぐくむという教育観を教職員が深く理解すること、その具体的な教育実践を蓄積し、教育効果を測ることが、課題である。これまでの卒業生は241名のうち、約9割の216名が専門職分野の就職であり、1割は他分野の民間企業就職、未定者である（備付-15）。この課題を細分化すれば1つ目として、「ひとりも漏らすことなく、学生の個性を見極めた丁寧なキャリア支援のあり方の見直し」がまず挙げられる。これまで、キャリア支援室の人員をこれまで1名であったところを令和5年より、2名体制にし、より丁寧なキャリア支援をしていくことが出来た。

2つ目には、「卒業後の就職実態の把握」がある。離職者数は5年間で0.04%の12名であるが（備付-16）、現実にはこの数字を上回るのではないかと推測している。この点について実態を把握するために令和5（2023）年12月に卒業生アンケート、令和6年3月に就職先すべてアンケート調査をした。次年度は早期離職者数の把握と早期離職の原因等について、

主な就職先である園や施設への訪問調査を行う計画である。

3つ目には「それから収集したファクトを元に本学の教育の質についてさらに改善点を発見し、具体的にカリキュラムに落とし込み、教育活動のなかで必要な資質・能力を育ていくこと」である。一般的には早期離職の要因の多くは人間関係である。人間関係形成能力を高めていくもとなるのはコミュニケーション能力である。それには平素の授業に於いて、対話を基調とした主体性、多様性、協働性を育成していくことが不可欠である。そのためにも協同学習の教育方法をさらに定着させていく必要がある。令和4(2022)年度の中京大学元教授杉江修治氏によるFD研修、協同学習の基礎講座に引き続き、令和5(2023)年度にも協同学習をテーマに東海学園大学水野正朗教授によるFD研修を8月に実施した。

さらなる課題としては「豊かな人間性」といういわゆる非認知能力をどのように学修成果として可視化するかという課題があったが、具体的には、令和5(2023)年度に株式会社リアセックの「PROG」を実施した。社会人として必要な汎用的な能力・態度・志向などのいわゆるジェネリックスキルを測定し、育成するためのプログラムを実施する計画である。ジェネリックスキルを可視化し、客観的評価の指標を設けることで、教育成果の検証を行うことが可能となると考えている。

地域社会への貢献に関しては高大連携事業、教育フォーラム等を通して、活動をしてきたが、市町の行政機関、保育連盟等との協働を通して、更に幅広く貢献活動を展開していく予定である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

先述したが、建学の精神を体現化するために、学生に対しては、「建学の精神」に基づく科目として「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「社会学」を開設し学園の歴史等について学生へ教授する機会を有している。特に「キャリアデザインⅠ」においては本学の教育理念をもとに「豊かな人間性とは何か」をテーマに学生自身たちが議論を重ねて、「本来人間に備わっている無償の愛、優しさや他人を思いやる精神」という文言の表面的な理解に留めるのではなく、自分自身にとっての「豊かな人間性とは何か」を明文化し、自身の行動指針にまで、落とし込むワークショップを実施してきたが、次年度においては「建学の精神」と「教育理念」の深化を図るために「ユマニテク教育学」選択必修科目を開設する。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の精神及び本学の教育理念に基づき、学則第1条・第2条の主たる目的に本学の教育目的を定めている。さらに、学生ハンドブックの冒頭には具体的な教育目標を定めている（資料-4）。

【教育目的】

学則第1条（本学の教育目的）

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もって教育、社会福祉、医療、保健に関し、社会的に寄与することを目的とする。

学則第1条2（本学科の教育目的）

幼児保育学科は、保育士・幼稚園教諭としての自覚と倫理観を持ち、高度化・専門化する保育と幼児教育に対応し、いつも幼児の側にある保育・教育を実践できる保育士・幼稚園教諭の養成を主たる目的とする。

さらに本学は、「豊かな人間性」と「確かな技術」を身に付けた保育者として、以下のような学生を養成することが教育目標として学生ハンドブック p.01 に掲載されている（資料-1・2）。

【教育目標】

- ・乳幼児期における専門的教育力・保育力を持った実践的指導力を有する専門職
- ・コミュニケーション能力を有する専門職
- ・地域のニーズを理解し、地域に根ざす能力を有する専門職

以上に示した本学の教育目的、学科の教育目的、全学的な教育目標は、建学の精神の「地域を支える次世代を社会に送り出す」という理念を十分に反映した内容となっている。本学の教育理念や教育目標、また学則に規定された学科の教育目的は、基本方針（3つのポリシー、すなわち卒業認定・学位授与の方針、ディプロマ・ポリシー。教育課程編成・実施の方針、カリキュラム・ポリシー。入学者受入れの方針、アドミッション・ポリシー。）へと反映されている（資料-6）。

これらの教育目的・教育目標は学生ハンドブックに掲載し、学生に対して入学式後や学期始めのオリエンテーション、ゼミナールの時間等を活用して周知している。また、教職員に対しては、学生オリエンテーションへの参加の機会や学科会議を通じて適宜周知し、確認が行われている。また保護者に対しては、入学式や保護者会などの場を通して教育目的・教育目標を説明し、理解を深められるように努めている。

さらに学外に対しては、ホームページ上の情報公開において、「IV. その他情報」における「(4)学生ハンドブック」では、ユマニテク短期大学学則を掲載しており「本学の教育目的（学則第1条）」、「学科の教育目的（学則第1条2）」、「教育目標（学生ハンドブック p.1）」に明示されており、学内外に表明している。さらに、オープンキャンパス、高等学校との情報交換、高校生向けのガイダンスなどを通して適宜表明している。

本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについては、平成30（2018）年の第1期卒業生から令和6（2024）年月卒業の第6期生まで合計305名の卒業生を送り出し、そのうち幼稚園教諭二種免許状取得者は毎年約90%前後、保育士資格取得者は約95%にのぼり、卒業生の大半が保育・幼児教育に関連する職場に就職しているという就職実績から、十分、本学の人材養成が地域・社会の要請に応えている。また、学生

の就職先へのアンケート調査を行い、本学の教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に応えられているのか定期的に確認している。

また、本学の3つのポリシーについては、学生が「何を学び、身に付けることができたのか」という観点から、3つの方針のつながりを再度、全教職員にて協議している（資料-20）。

[区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学は学習成果を建学の精神に基づき、以下のように方針を定めて、定期的な点検と教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの活用を行う（資料：アセスメント・ポリシー、ホームページ、学生ハンドブック、ユマ短通信、学習成果の評価に関するフローチャート）。

【ユマニテク短期大学におけるアセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）】

アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）は、ユマニテク短期大学（以下、本学）における学修成果の達成状況を評価するために、その目的や具体的な実施方法などを定めた方針である。

アセスメント・ポリシーに基づき、本学がディプロマ・ポリシーに定める資質・能力を身につけた学生を養成できているかについて多面的・総合的に点検・評価し、恒常的な教育改善を行うことを目的とする。また、アセスメント・ポリシーを社会に向けて公表することにより、本学の教育を可視化するとともに、その質を保証する。

定期的な点検については、PDCAサイクルに沿って自己点検・評価委員会にてとりまとめ、IR推進室と共同し全体評価および効果測定を行い、学園の内部監査、監事往査の審査と連動させた外部評価を取り入れたうえで客観的評価を行う。

検証は、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の3つのポリシーに基づき、入学前から卒業後までの成長を機関（大学）レベル、教育課程（学科）レベル、科目レベルの3段階のレベルで、下表に示す評価指標を用いて実施する。

◆機関（大学）レベル

教育課程レベルにおける評価結果に基づいて、大学の教育目標の達成状況を確認・評価し、その結果を入試、教育改革・改善、学生・学修支援の改善等に活用する。

◆教育課程（学科）レベル

成績評価、GPA、各種テストや調査等の結果に基づき、学修成果を確認・評価する。その結果は、カリキュラム改善や学修支援活動に活用する。

◆科目レベル

シラバスで提示された科目のテーマ、到達目標（学修成果）等に対する成績評価や各種調査等の結果に基づき、科目ごとの学修成果を確認・評価する。その結果は、授業内容、授業計画、授業方法の改善等に活用する。

具体的な学習成果の評価は以下の通り実施する。

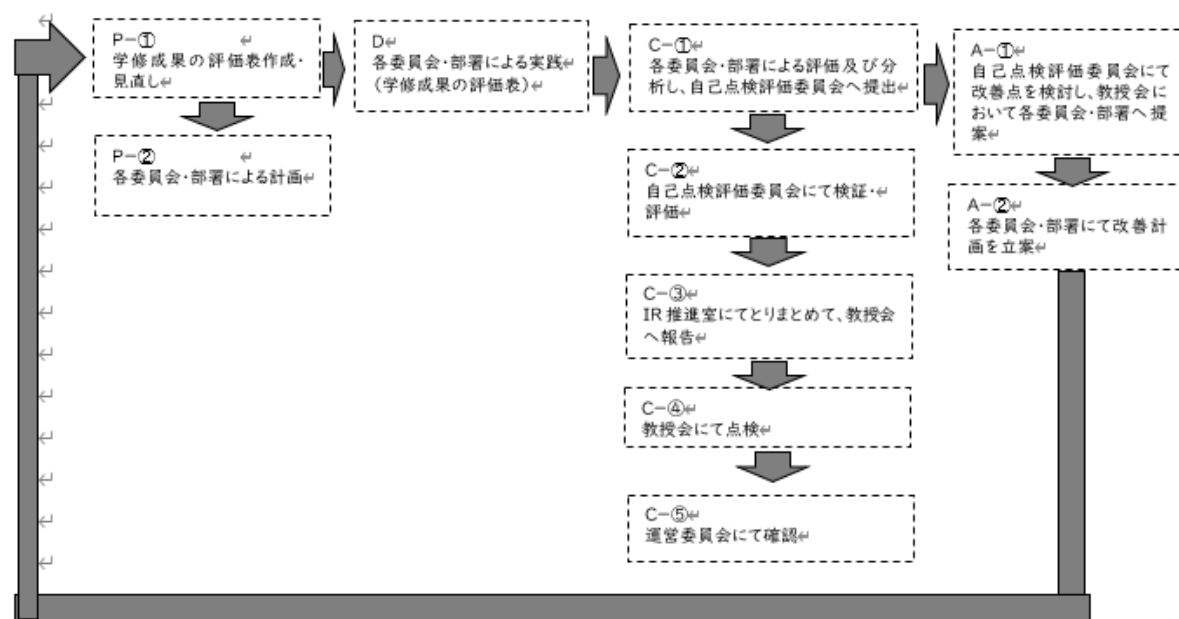
2024年2月13日自己点検評価委員会資料
2024年2月20日教授会資料

学修成果の評価(実施部署、実施時期)案			
基準	入学前・入学直後	在学中	卒業時・卒業後
機関レベル・教育課程レベル	アドミッション・ポリシーを満たす人材か 【入学前】 ・入学試験(入試広報委員会) ・調査書等の記載内容、面談 【入学後】 ・学生アンケート(6月実施)(学生支援委員会) ・PROGテスト(5月実施)(IR推進室)	カリキュラム・ポリシーに即して学修が進められているか ・休学率(教務委員会)(教学課)(ゼミ担当者) ・退学率(教務委員会)(教学課)(ゼミ担当者) ・学生アンケート(6月実施)(学生支援委員会) ・PROGテスト(5月実施)(IR推進室) 【学習方法・学習過程の在り方】 ・アクティブ・ラーニング実施科目数(教学課) 【学修成果の評価の在り方】 ・GPA(9月、2月)(教務委員会) ・履修カルテ(9月、2月実施)(教務委員会) ・ディプロマ・ポリシー別科目数(4月)(教学課) ・ディプロマ・ポリシー別修得単位数(4月)(教学課)	ディプロマ・ポリシーの各項目を満たす人材になったか 【卒業時】 ① 基礎的教養と倫理観、保育の専門的知識と技術 ・PROGテスト(5月実施)(IR推進室) ・履修カルテ(9月、2月実施)(教務委員会) ・学生アンケート(6月実施)(学生支援委員会) ・GPA(9月、2月)(教務委員会) ② 課題解決力や判断力、コミュニケーション能力 ・PROGテスト(5月実施)(IR推進室) ・履修カルテ(9月、2月実施)(教務委員会) ・学生アンケート(4月実施)(学生支援委員会) ・GPA(9月、2月)(教務委員会) ③ 地域社会において協働、貢献する力、意志 ・学位授与数(教務委員会) ・資格・免許取得状況(教務委員会) ・卒業生アンケート調査(8月実施)(学生支援委員会) ・就職率、専門領域での就職率(4月実施)(キャリア支援委員会) ・PROGテスト(5月実施)(IR推進室) ・履修カルテ(9月、2月実施)(教務委員会) ・学生アンケート(6月実施)(学生支援委員会) ・GPA(9月、2月)(教務委員会) 【卒業後】 ・就職先アンケート調査(8月実施)(キャリア支援委員会)
科目レベル		・科目ごとの成績評価分布(教務委員会) ・学生による授業評価アンケート(教務委員会)	
評価	各担当部署にて評価→自己点検評価委員会へ提出(8月)→教授会にて報告(8月)	各担当部署にて評価→自己点検評価委員会へ提出(11月)→教授会にて報告(11月)	各担当部署にて評価→自己点検評価委員会へ提出(5月)→教授会へ報告(5月) (臨時の検討評価あり)

学習成果は、学生ハンドブックおよびホームページ、募集要項に掲載して学内外に表明している。あわせて、オープンキャンパスや高校訪問時などにおいて学外に周知している。さらに、「ユマ短通信」を作成し、具体的な成果の一部を発信できる体制をつくり、第1号を発行した。

また、自己点検評価委員会にて、学習成果を組織的かつ定期的に点検が行える仕組みのフローチャートを作成した(資料:2024年2月教授会議事録)。

【学修成果の評価 フローチャート】



[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

三つの方針については、三つの方針を関連付けて一体的に定められるように令和 4 年度から自己点検評価委員会を中心に検討し、教授会にて協議を継続していた。令和 5 年度には、新たな三つの方針について教授会審議を経て決定に至り各媒体にて学内外に表明をしている。また建学の精神、教育理念も同じく各媒体にて統一表記されるようにした。これら三つの方針を踏まえた教育活動の内容については、カリキュラムマップにて示している。三つの方針は以下の通りである。なお、カリキュラム・ポリシーにおける「学修方法・学修過程の在り方」および「学修成果の評価の在り方」に関しては、本学の教育理念を実現するため協同教育の理念に基づいた学修方法と実践内容を示している。

3つのポリシー

ユマニテック短期大学は、教育理念・教育目標に基づき、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」、それを実現する「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」、提

供する教育プログラムに適った学生を選抜する「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」を策定しており、これらを3つのポリシーとして下記の通りとする。

ディプロマ・ポリシー

現場に即した保育者になるため、本学の教育理念に基づき、本学の定める授業科目及び所定の単位数を修得し、次のような資質・能力を身につけた者に対して、卒業を認定し「短期大学士（幼児保育学）」の学位を授与する。卒業認定の際に獲得していることを求める学修成果は次のとおりである。

- ① 保育や教育に携わる者にふさわしい基礎的教養と倫理観、保育の専門的知識と技術を身につけている。
- ② 日々の実践の中で保育や教育に関する問題を見だし、課題に対して最善の解決方法を思考する力や判断する力、他者に伝える力としてのコミュニケーション能力を身につけている。
- ③ 様々な学びの体験を通して、子どもや家庭、地域社会において多様なあり方を尊重しながら協働^[1]する力、地域社会に貢献する強い意志を身につけている。

カリキュラム・ポリシー

本学は「建学の精神」に基づく教育理念・教育目標を実現するために、ディプロマ・ポリシーを構成する3つの資質・能力を、2年間の教育課程において一体的なものとして修得していく。

- ① 保育・教育に関する基礎的な内容を幅広く学ぶための教育の基礎的理解に関する科目を配置する。
- ② 保育・教育に関する専門教育科目を学び問題解決能力やコミュニケーション能力を高める教育及び保育内容の指導法に関する科目を配置する。
- ③ 自立した社会人になるために、よりよき社会の形成に自ら貢献する意欲と生涯学習力を育てる発展的な内容を学ぶ実習、ゼミナール、地域貢献活動等に関する科目を配置する。

〈学修方法・学修過程の在り方〉

本学の教育理念である「豊かな人間性と確かな技術」の養成を実現するために協同教育^[2]の理念に基づいた学修方法を取り入れ、実践する。「協同学習」の様々な実践法はアクティブ・ラーニングの根幹を支える学修方法であり、講義・演習・実験・実習等あらゆる教育活動の基盤である。また、協同学習は協同の精神に基づいて学習目的の達成に向け、仲間が心と力を合わせて、自分と仲間のために真剣に学ぶことを「善し」とする心構えを養成する。協同の精神を持つことで、学習者は自分の学習に対する責任感や学習意欲を高めるとともに、仲間の学習に対する尊重や支援を示すことができる。

〈学修成果の評価の在り方〉

本学の教育理念である「豊かな人間性と確かな技術」の養成を実現する観点から、GPA制度を用いた点検・評価・改善を行い、教育の質を保証する。ディプロマ・ポリシーの達成を目標に、各科目のシラバスにおいて評価方法を定め、適切に評価を実施する。学生は「履修カルテ」を利用して自己の学修を振り返り、教員は学生の自己評価をベースにしながら指導を展開する。その過程の中で、評価指標などを取り入れながら、学生の学修成果全体を点検・評価・改善する。

アドミッション・ポリシー

本学は、「豊かな人間性と確かな技術」を持った「地域を支える次世代」を養成するために、教養科目・専門教育科目での学修を通じ、人間性と専門性を高めている。

そのため、入学する学生には高等学校までの教養を活かし、主体的・意欲的に本学での学修に取り組み、他者との協力を図りながら、身近な問題に気づき考えることが期待されている。また、子どもへの愛情を持ち、保育職に就くという強い意志が必要とされる。

本学ではこのような入学者を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施している。

- ① 高等学校までの学習内容を幅広く理解し、主体的に聴く・話す・読む・書くなどの姿勢や、子どもと関わる職業へ就くという強い意志をもっている。
- ② 自らの意思を明確に表現し、他者とコミュニケーションを図りながら協力して学業や行事などに取り組む意欲をもっている。
- ③ 子どもや家庭、地域社会への興味関心、子どもへの深い愛情、様々な課題に対し自ら向き合い他者とともに磨き合って高め合おうとする意志をもっている。

[1] 協働の意味 対等な立場に立って一緒に働くこと

[2] 協同教育 互いに学び合い、高まり合う人間関係に基づく教育の総称

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和5(2023)年度に改訂した3つのポリシーについて、カリキュラムマップをあわせながら、学生への周知にむけて、令和6(2024)年度のオリエンテーションから取り組む。また、認知度向上に向けて、学外に向けてもホームページやオープンキャンパスにおいて説明の場を設け、周知していく必要がある。

学生に対して、学修者本位の教育への転換の一環として、学習成果の可視化のために「履修カルテ」を用いて前期・後期終了の時点で各自振り返りの機会を設けているが、学生による記載にとどまっているため、この「履修カルテ」の活用方法および取り組みサイクルが必要であることから、教務委員会が中心となり、令和5(2023)年度中に具体的な取り組み方法を定めた。

今後、自己点検委員会にてアセスメント・ポリシーの評価をフローチャートに基づいて大学全体としてどのようにして実践していきけるのが課題となり、全学的に点検していきけるような組織的な仕組みを考えていく。

新年度のはじめのオリエンテーション時に学生へ説明し周知していくが学生の理解度を深める工夫が必要である。外部(高校、監事)等からの意見を頂けるようにする。

3つの方針について、自己点検評価委員会を中心に定期的に点検を行っていきけるようにPDCAサイクルを回していく。さらに、外部の意見を取り入れながら見直しを進めていく。年度はじめのオリエンテーション時に学生には、カリキュラムマップを用いて説明を行っているが、学生の理解度を深めるための工夫が課題である。また、どのステークホルダーから見ても分かり易いかの点検も行う。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

履修カルテを改良し、教育課程レベルで活用していけるように準備をしている。令和6年度は、保育・教職実践演習の内容を一新し教育の効果を図れるものとしている。カリキュラムマップ、ナンバリングを新しい3ポリにあわせて改訂、整備し、関連性をわかりやすくした。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

(1) 平成29年度よりユマニテク短期大学学則第4条及びユマニテク短期大学自己点検・評価委員会規程第2条に基づき、自己点検・評価委員会が組織された。同委員会はユマニテク短期大学自己点検・評価委員会規程第3条に基づき、学長が主宰している。その目的は教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを明記している。

(2) 自己点検・評価委員会は、学長、学科長、事務長、副事務長、教学課課長代理のほか、一部教職員（本部職員を含む）で組織されている。自己点検・評価委員会の委員は、原則として月1回の会議に参加しており、日常的に点検・評価を行う体制が構築されている。令和4年度からは全教職員が「自己点検・評価報告書」の作成に関わっている。短大委員会組織図が示すとおり全教職員は複数の委員会に所属しており、令和5年度は、各々が所属する委員会の担う報告書作成に携わり、各委員会の報告書作成の業務を通して、定期的に自己点検・評価を行う体制を強化した（資料：令和5年度ユマニテク短期大学委員会組織図）。また、令和5年度は、自己点検・評価の一環として、外部の有識者を招き、勉強会を開催した（資料：学校法人大橋学園認証評価勉強会<午後の部>議事録）。今後の大学教育研究活動のあり方や重視すべき視点、また本学へのアドバイスを受け、定期的な自己点検・評価を行うにあたって有益な機会となった。

(3) HP上にて自己点検・評価報告書等を毎年度情報公開をしている。

(4) 自己点検・評価の仕組みとして、自己点検・評価委員会から各評価主体に自己点検・評価の実施を依頼している（資料：令和5年度第6回教授会議事録、令和5年度第7回自己

点検・評価委員会議事録)。令和5年度からは、全教職員は複数の委員会に所属している場合であっても、所属するすべての委員会において「内部質保証ルーブリック」をもとに、常にPDCAサイクルを意識した点検・評価を行っている。また、委員会ごとに取り組み項目の進捗状況を確認し、振り返りを行うことによって、今後の課題を認識し、次年度の改善・改革に向けた活動に活かしている。したがって、自己点検・評価活動には、委員会を通して全教職員が関与している。さらに、必要に応じて自己点検・評価活動を教授会などで報告し、周知徹底を図り、理解と協力を呼びかけている。本学は令和5年度に(財)短期大学基準協会による審査を受審し、「適格」の認定を受けた。この経験と実績を踏まえ、ますます自己点検・評価活動の重要性が全学的に認識されるようになった。全教職員が自己点検・評価活動に関与し、一丸となることで本学の教育研究活動の改善・改革を図り、その成果を活用しながら質の向上を目指している。また、令和6年1月の教授会において、アセスメント・ポリシーが承認され、策定されたことにより、教育の質保証を図る査定の仕組みが整えられ、本学の教育を可視化できるようになった。教育の質保証の観点から、これまで以上に全教職員の自らの職務に対する点検・評価活動が行われ、さらには職務への理解と意識向上が図られることが期待される。

(5) 令和4年度まで教育懇談会を行った折もあったが、令和5年度においては自己点検・評価活動に関する高等学校等の関係者への意見聴取は実施することが出来なかった。

(6) 自己点検・評価の結果を全教職員で共有し、各委員会にて内部質保証ルーブリックに合わせて自己点検評価結果を振り返ることで、課題、取り組み項目を明確にし、進捗状況も併せて教授会で共有されている。学校運営、業務推進におけるより効率的・効果なPDCAサイクルの構築に努めている。令和5年度は自己点検結果・評価の結果を改革・改善に活用したことにより、ユマニテク短期大学通信、アセスメント・ポリシーの策定、三つのポリシーの改訂に取り組んだ。よって、自己点検・評価の結果を改革、改善に活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）を策定した。これは、学修成果の達成状況を評価するために、学期毎の「成績評価」「GPA 算出」「学生による授業評価アンケート」「履修カルテの記入」「PROG テスト」等を用いて評価している。さらに、PDCAサイクルに沿って自己点検評価委員会にてとりまとめ、IR 推進室と共同し全体評価および効果測定を行い、学園の内部監査、監事往査の審査と連動させた外部評価を取り入れたうえで客観的評価を行っている。検証は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラ

ム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）の3つのポリシーに基づき、入学前から卒業後までの成長を機関（大学）レベル、教育課程（学科）レベル、科目レベルの3段階のレベルで、評価指標を用いて実施している。具体的には、「機関（大学）レベル」では、教育課程レベルにおける評価結果に基づいて、大学の教育目標の達成状況を確認・評価し、その結果を入試、教育改革・改善、学生・学修支援の改善等に活用している。「教育課程（学科）レベル」では、成績評価、GPA、各種テストや調査等の結果に基づき、学修成果を確認・評価している。その結果は、カリキュラム改善や学修支援活動に活用する。「科目レベル」では、シラバスで提示された科目のテーマ、到達目標（学修成果）等に対する成績評価や各種調査等の結果に基づき、科目ごとの学修成果を確認・評価する。その結果は、授業内容、授業計画、授業方法の改善等に活用している（資料：GPA 分布表、履修カルテ、PROG テスト結果、学生アンケート、アセスメントポリシー）。

本学では令和 5（2023）年に、自己点検評価委員会、運営委員会、教授会の議論を経て、「アセスメントポリシー（学修成果の評価）」を策定した。「アセスメントポリシー」にしたがって、2年間の学生の学修効果を定期的に測定する PDCA サイクルの仕組みを導入した。今後は、「アセスメントポリシー」を観点として、さらなる教育力の向上や学生の学修到達度の確認をする。その具体的な確認方法としては、自己点検・評価委員会が主軸となり、適切な時期に該当する委員会と協同にて、教育の質の保証をしていく。さらに、学校教育法や短期大学設置基準の変更等についての各種法令の変更等については、関係省庁からの通達、通知や研修会への参加、私学事業団や関係団体からのメールマガジンも活用し情報を得るように努めている。各種通知等は庶務課において一括管理をして必要部署や教職員へメール通知等を実施し法令遵守に努めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動には、全教職員が関与するようにしているが、現状は充分とはいえない。令和 5 年度の運営方法を固め、認証評価の受審の際に受けた改善点を基に、定期的な点検、評価を継続し、教職員一人ひとりにとって、単なる報告書になるのではなく、常に自己点検・評価を意識した組織・業務推進体制となるよう努めていかなければならない。さらに高等学校等の関係者への意見聴取を実施するなど評価活動の実施体制の確立を目指す。

自己点検・評価の結果の改革・改善のために具体的な PDCA サイクルを作っていく必要がある。中期計画の評価や修正、事業計画への活用・反映などへの具体的に改革・改善につながるよう検討するとより効果的になる。

査定資料（成績評、GPA 算出、学生による授業評価アンケート、履修カルテの記入、PROG テスト等）を入学前・入学直後にはアドミッション・ポリシーを満たす人材かどうか、在学中にはカリキュラム・ポリシーに即して学修が進められているか、卒業時・卒業後には、ディプロマ・ポリシーの各項目を満たす人材になったかを評価するが、その評価基準が主観的なものになり、客観的な評価基準が必要か否かについての検討が今後の課題である。

課題として、「成績評価」「GPA 算出」については、データ整理が行われているもののその結果について十分な検証まで至っていない。「学生による授業評価アンケート」においては、

各科目担当者レベルでコメント作成が行われているが、査定手法について定期的に点検ができていない。「履修カルテの記入」においても、学生へ定期的実施する機会を設けているものの、その結果が教職員へフィードバックされているレベルには至っていない。

そのため、教育の質の保証と情報公表の観点から、改善としては、①成績分布表を教務委員会にて作成して、ゼミ担当者による学生指導に活用する、②アセスメントポリシーに沿って、自己点検・評価委員会が中心となり、組織的かつ定期的に振り返る機会を実施する。③自己点検評価報告書の公表時期を毎年翌年の6月に設定し、定期的に自己点検評価を行える仕組みを作る。④定期的に自己点検・評価活動に高等学校関係者の意見聴取を行えるように、令和5年度も夏季に引き続き高等学校の先生方との意見交換の場を設定する。

また、教育の質の保証という観点から、教学マネジメント指針に基づいた全学的な教学マネジメントの確立が示されているが、本学における教学面での改善・改革に資する取り組みについては、既存の委員会組織が実質担っている現状がある。そのため、教学マネジメントについては、「供給者目線」から「学修者目線」へと転換し、学修者本位の教育という目標に向けてそれぞれの取り組みを有機的に関連付け、根本的かつ包括的な教育改善につなげられるように、教学マネジメント体制を令和6年度においても引き続き、協議・検討する。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

教育の質の保証のため、「PROGテスト」の導入および「履修カルテ」の改良を行い、ともに教育課程レベルにおいて活用し振り返りを行っている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

認証（第三者）評価を今年度受審した。令和6年3月の結果をもとに令和6年度は改革案を作成し、速やかに実施していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「地域の保育幼児教育を支える『豊かな人間性と確かな技術』を兼ね備えた次世代の人材を育成し、地域社会に送り出す」という本学の使命を果たしているかという点に関して、「豊かな人間性」という非認知能力をどのように学修成果として可視化していくかという重要な課題がある。それに対して、三つの方針とのつながりと学習成果をどのように評価することができるのか、現在ジェネリックスキルを測定し、育成するためのプログラムを実施できるように学長を中心としたプロジェクトチームにて進めている。

三つのポリシーのつながりについても再度検討の場をもち、令和6年（2024）度には学生へカリキュラムマップとあわせて示し周知していく。さらに学習成果の可視化を既存の履修カルテをもとに新たな形式へ令和6（2024）年度より改善できるように教務委員会が中心となって検討を進めている。

さらに、地域社会への貢献に関して、地域の様々な機関との連携だけでなく、本学の同法人の専門学校とも連携して、地域貢献を進めていけるように学科教員が中心となって計画をたて実施している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]****[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を、令和元（2019）年度に改定を行っている。各科目のシラバス等においては、ディプロマ・ポリシーとの関連性を強め、学修成果を関連付けるように作成した。卒業要件や資格に関する内規も、ディプロマ・ポリシーと関連付けて改定を行い、オリエンテーションなどでは整合性を図りながら、学生に対して具体的に提示を行っている。国家資格取得などとの整合性を図っているため、ある程度の社会的通用性は担保されているが、国際的な通用性といった観点からは再検討が必要な状況でもある。また、ディプロマ・ポリシーは全学的な取組として定期的な見直しを行っていく。（資料；ディプロマ・ポリシー、シラバス、学外実習内規、学生の資格取得状況、教授会議事録）

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

- ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、令和元（2019）年度に改定を行っている。

卒業認定・学位授与の方針に基づき、下記のように教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を示している。（資料：カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム一覧、カリキュラムマップ、学生ハンドブック、シラバス、学則、時間割）

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】（再掲）

幼児保育学科では、ディプロマ・ポリシーで明記している必要な能力を修得するために、以下の方針で教育課程を編成・実施する。

<教育課程編制><学修内容>

○教養科目

「地域を支える次世代を社会に送り出す」という建学の精神を深めることや、自らの人間性を深めたり世界観を広げたりできるようする力を身につける科目として以下の3類型で科目を分類する。

1. 人間性や職業観に関する科目
2. 言語や情報に関する科目
3. 健康と保健体育に関する科目

○専門教育科目

教育理念である「豊かな人間性と確かな技術」を体現する者として、自ら考え、主体的に行動できる保育者を育成するため、理論と実践をバランス良く学ぶことができるように、以下5類型で科目を分類する。また、1年次「基礎ゼミナール」では保育者として主体的に学ぶ姿勢や能動的な実践力を培うためのプログラムを行う。そして2年次の「専門ゼミナール」では、「乳幼児」「地域連携」「障がい児」と3つの専門に分かれ、専門性を深めるプログラム制度を実施する。

1. 保育や幼児教育の目的や子どもを取り巻く社会の現状について学ぶ科目
2. 保育や幼児教育の対象となる子どもと家族について理解を深める科目
3. 保育や幼児教育を実践するための方法や技術を修得する科目
4. 保育や幼児教育をめぐる諸問題について倫理的に考え表現する方法を修得する科目
5. 保育や幼児教育について現場で他者とコミュニケーションをとりながら実践的に学ぶ科目

上記の内容に該当する教養科目、専門科目を学修する2年間を通した体系的なカリキュラム編成となっている。

<学修方法・学修過程の在り方>

- ・各授業科目について、シラバスに到達目標、授業計画、成績評価基準・方法、予習・復習、関連学習、ディプロマ・ポリシーとの関連について明記、周知する。
- ・講義・演習・実験・実習・実技指導等、教育目的に適した形式の授業を実施する。
- ・学内外での行事やボランティア活動、地域連携活動等、実践を通じた学びの機会をつくる。
- ・入学年次の履修登録時において、カリキュラムマップ及び成績単位取得表を活用し、学修成果の可視化と取得資格に対する必修科目の紐づけを行うとともに、2年次に向けてキャリア指導を実施する。
- ・学修内容の振り返り（リフレクションシート）の提出、小テスト等の実施を通じて学習時間の確保及び学習行動の改善に向けた取り組みを推進し、教育内容を確実に定着させる。

<学修成果の評価の在り方>

- ・GPA 制度を導入し、教育の質保証に向けて点検・評価・改善を行う。
- ・各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。
- ・学生は「履修カルテ」を利用して自己の学修を振り返り、教員は学生の自己評価に基づいて指導する。
- ・学修の集大成として、卒業研究を位置付け、総括的に評価を行う。
- ・ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、学生の学修成果の全体を評価する。

教育課程編成・実施の方針に従って、カリキュラムマップにも示されているように、免許・資格取得に必要な科目を中心に卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示す学習成果に対応した授業科目の編成となっている（資料；カリキュラムマップ、シラバス、カリキュラム一覧表）。また、カリキュラムマップ、シラバスともにナンバリングを記載し、それぞれの授業科目がディプロマ・ポリシーのどの箇所に該当する学びなのかを照らし合わせられるようにしている。

2年間で免許・資格の取得を目指すため、1年間で取得する単位数が多くなるが、単位の実質化（1単位当たり45時間の必要な学修時間を確保）を図り、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけてもらうことを目的とし、年間履修登録単位数の上限を定めた（資料；学則）。

成績評価基準については学則で規定し、その客観性及び厳格性を確保している。コロナ状況下により、定期試験の実施が少なかったが、令和4年度後期試験から積極的に、定期試験期間を活用し、令和6年度に向けても試験時間の確保に向けて周知徹底をすすめている。シラバスには、15回の授業内容を明確に示し、学修時間を確保した上で定期試験を実施する方向で進めている（資料；シラバス）。

シラバスはHP上にて、公開し、授業が始まる前に、事前に学生がどこでも確認ができるようにしている。また、1回目のオリエンテーション時にも授業によってはシラバスを配付し、到達目標、授業の概要、授業内容や展開、教科書、学修成果について詳細に説明したうえで、授業を実施している。シラバスに記載されているナンバリングについては、今年度見直し、令和6年度よりディプロマ・ポリシーに合わせた分類、学年、識別番号によって表され、カリキュラムマップとともに学生に周知する予定である（資料；シラバス、カリキュラムマップ、学生ハンドブック）。

成績評価については、学習成果の獲得を短期大学設置基準に則り適切に判定している。
なお、本学は通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

2年間で免許・資格を取得する教育課程の中では、教育課程の大幅な改編は難しいが、教務委員会を中心に、学生の実情や時代の要請に合わせた定期的な見直しを行い、教育の質向上のための改善に取り組んでいる。また、令和元（2019）年度より実施された、幼稚園教諭の免許取得に係る再課程認定及び指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更に伴い、教育課程の大きな見直しを行った。併せて、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を令和元（2019）年度に改定を行っている。

幼稚園教諭二種免許状や保育士以外の資格として「児童厚生二級指導員」資格や「レクリエーション・インストラクター」資格、「社会福祉主事任用資格」をこれまでも導入していたが、令和4（2022）年度から「初級障がい者スポーツ指導員」資格及び「介護福祉士実務者研修」を新たに導入し、学生が目指すキャリアの選択の幅を広げかつ特色ある実践的な保育者養成をさらに目指している。また、今後取得できる資格について見直している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教養教育の内容と実施体制については、教養科目として、建学の精神等を深く理解し学ぶことのできる科目「ユマニテク教育学」を新規設置予定している（資料；カリキュラム一覧表、学則、学生ハンドブック、シラバス、時間割）。

教養教育と専門教育との関連については、オリエンテーション時にカリキュラム一覧表を配布することで明確化した（資料；カリキュラム一覧表、学生ハンドブック、すたーとあっぷ）。さらに、カリキュラム一覧表を学生ハンドブックへ差し込みの形式で掲載した。教養教育の効果を測定・評価については、履修状況と単位取得状況をまとめ、教授会にて確認・検討を行っている。全科目に対し授業評価アンケートを実施し、教務委員会にて授業アンケート回答の振り返りを行う。その後、各担当者へ通知し、受講生の意見を参考に改善に努めるよう取り組んでいる（資料；教授会資料（教務委員会）、授業評価アンケート、授業アンケート改善報告書）

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業

教育の実施体制が明確である。

- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

保育者専門職養成を目的としており、入学前から卒業後の進路を見据えて、教員が一丸となって一貫性のある教育内容を体系的に展開している（資料：すたーとあっぷ、カリキュラム一覧、シラバス）。

- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

学外の実習や体験学習、PROGの実施等を通してキャリア教育を全教員で行い、実習評価や、GPA結果分析を行っている。また卒業時と卒業生対象、就職先に、アンケートを実施し、その結果を踏まえ改善に取り組んでいる（資料：訪問指導報告書、評価票、進路状況報告書）。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）である「高等学校の教育課程を幅広く修得している」および、「学びたい学科で学修した知識・技能や態度を、地域社会で活かそうと考え、将来、保育者として従事したいという強靱な目的意識をもっている」は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の「乳幼児期の子どもに対する実践的指導者としての確かな知識及び技術を修得し、変化する状況にも主体的かつ柔軟に対応することができる」に対応し、知識・技術を本学において学ぶための基礎となる。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の「自らの意思を明確に表現し、他者との円滑なコミュニケーションを図ることができる」は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の「子どもや家族・地域社会の人々とのコミュニケーションを図るために必要な知識及び技術を修得している」に対応し、コミュニケーション能力および円滑な人間関係構築の基礎を本学の学びにおいて高めていく。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の「自ら主体的に課題設定が可能で、その課題に前向きかつ持続的に取り組んでいこうという意欲を入学前からもっている」および、「高等学校までに、部活動、ボランティア活動、資格・検定の取得等に、積極的に取り組んだ経験がある」は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の「子どもや家族、地域社会をめぐるニーズや諸課題に対して、自分なりの考えをもち、それを表現し、その課題解決のために積極的に行動することができる」に対応し、倫理、問題解決能力、生涯学習力を本学において学び、高めていくための基礎となるものであり、ひいては退学率・休学率の低下につながっている。なお、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を含む三つのポリシーとの関連については、全学的に協議した。

以上のことから、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学修成果に対応している。（資料：学生募集要項、ホームページ）

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の教育理念、教育目的、教育目標に対応し、本学ホームページと学生募集要項に明記し、受験生や保護者に明確に示している。また、入試区分と選考方針についても学生募集要項に記載するなど、明確に示している。これらの情報については、オープンキャンパスや学校説明会の機会を利用して周知に努めている。（資料：学生募集要項）

入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の「高等学校の教育課程を幅広く修得している」および、「学びたい学科で学修した知識・技能や態度を、地域社会で活かそうと考える、将来、保育者として従事したいという強靱な目的意識をもっている」の各項目により、入学前の学習態度並びに生活態度の把握・評価を明確に示している。

入学者選抜の方法は、面談、面接、作文、小論文、学科試験（国語総合もしくは数学Ⅰ）、出願書類（志望理由書、学修計画書、活動報告書、調査書等）によって行われ、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて対応している。（資料：学生募集要項）

令和2（2020）年度より入試問題作成委員会の規定を策定し、令和3（2021）年度4月から入試問題作成委員会を立ち上げた。そこで、入試に関わる問題作成、選定、点検、採点及び問題の質の向上のための打ち合わせや話し合いを行っており、入学者選抜方法は入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応している。（資料：学生募集要項）

令和元（2019）年度までは「A0 入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「指定校推薦入試」「公募推薦入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「スポーツ推薦入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「一般入試（Ⅰ期・Ⅱ期）」「社会人入試（Ⅰ期・Ⅱ期）」であったが、令和2（2020）年度以降は大学新入試制度導入にともない、「総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「学校推薦型選抜（指定校推薦）」「学校推薦型選抜（公募推薦（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「学校推薦型選抜（スポーツ推薦（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「一般選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「特別選抜（社会人）（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」となった。さらに、2023年度募集要項から「各選抜方法の説明」を明記し、各選抜方法の採

点基準・配点などを示した。

「学校推薦型選抜（指定校推薦・公募推薦・スポーツ推薦）」では、調査書・推薦書 20 点、志望理由書・学修計画書・活動報告書 15 点、面接 35 点、小論文 30 点、計 100 点とした。

「一般選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」では、調査書 5 点、志望理由書・学修計画書・活動報告書 15 点・国語総合または数学Ⅰ 50 点、小論文 30 点、計 100 点とした。

「特別選抜（社会人）（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」では、志望理由書・学修計画書・活動報告書 15 点、面接 35 点、計 50 点とした。

また、2020 年度入学生より、委託訓練生の受け入れを行っており、地域フリーペーパーへの広告やラジオによる特集、HP の整備などを行い広く制度を活用できるよう広報をした。

このように、受験生が個々の学習の状況や希望に応じて多様な選抜方法の中から選択して本学を受験することができるようになっている。高校の新学習指導要領導入にあたり、入試評価制度の検討にあたっては高大接続の観点にも留意し、各高等学校への訪問により県内高等学校との意見交換を行った。また、新型コロナ等の感染症とみられる症状が有する場合の追試験の対応や、身体に障がいがある方への受験特別措置の設定など、柔軟な入試体制を構築した。

全ての入試区分において、教員全員が本学の建学の精神、教育理念、教育方針等についての共通理解を図り、統一した判定ができるように事前の打ち合わせにおいて、会議の場で注意することや質問項目についての留意事項を伝え、配慮している。

高等学校からの調査書も面接・面談で活用し、高等学校までの学びが的確に修められているかを確認している。また、自己 PR 文章については「志望理由書」や「学修計画書」として項目立てをして出願時に入学後の計画を記述する項目を設け、より受験生へ動機づけの工夫をしている。学校推薦型選抜（指定校推薦）については、高校訪問により高等学校の状況や実情を鑑みて指定校の条件を定めており、指定校の条件の見直しについては毎年委員会において実施している。学校推薦型選抜（指定校推薦）については、高校訪問により高等学校の状況や実情を鑑みて指定校の条件を定めており、指定校の条件の見直しについては、毎年入試広報委員会において実施している。（資料：判定会議資料、面談・面接評価票、学生募集要項）

授業料、その他入学に必要な経費は、本学ホームページと学生募集要項に明記していると共に、オープンキャンパスや学校説明会の機会を利用して明示している。

令和 4（2022）年度に引き続き、作成した広報用学校 PR 資料を、効果的に活用をした。具体的には、各 OC、ガイダンス、高校訪問で使用し、統一感のある広報が可能となり、全教職員が本学の強みを共通認識することにも大きく繋がった。大学パンフレット及び入試計画・学生募集要項の立案、大学広報紙、進学ガイダンス、大学ホームページに関する広報の実務、オープンキャンパス等に関する運営・事務については、入試広報委員会全体で年度初めに各業務の役割分担を行い、月に一度の会議や随時交換されるメールを活用した情報共有を行っている。また認知拡大のために、学校イメージビデオを作成した。（資料：HP、学生募集要項）

令和 5 年度は、アドミッション・オフィサー（入試広報委員長）と、アドミッション・オフィス（入試広報委員会）を新たに組織構成し、アドミッション・オフィサーのもと、指針が新たに示された。（資料：入試広報委員会議事録）

受験の問い合わせやイベントにて相談があった場合などに対しては、入試広報課が中心となって対応し、質問などに適切に答えている。電話やメール、SNS などを利用し、ホームページ上からの問い合わせを可能とし、問い合わせ先については、大学パンフレットを始めとした様々な媒体で明記している。(資料：SNS、HP、パンフレット、学生募集要項、OC 実施要項、ガイダンスカレンダー)

私立大学連絡協議会が実施され、高等学校関係者への説明がなされた。年に4回程、県内の高校を訪問し、高大接続に関する意見聴取を行っている。令和5年度は、新たに白子高等学校との連携を結び更なる意見聴取を行っていく。

令和4(2022)年度初めに完成した「WEB OPENCAMPUS」は遠方の高校生や保護者および、高校の先生への周知に繋がり、非常に効果的な媒体となった。また、オープンキャンパスや学校説明会、高等学校での模擬授業の機会では、個別の相談の時間を設けて、教職員で対応している。さらに、高等学校の夏休みや冬休み、春休み等の長期休暇を活用し、個別相談会期間を設けている。また、オープンキャンパス等に参加できなかった受験生から、学校見学希望の申し出がなされた場合も随時対応している。(資料：連絡協議会プレゼン資料、指定校一覧、高校訪問履歴、学生募集要項)

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習成果の具体性については、シラバスに該当科目が狙う学修成果の記載欄を設け、R6より運用するようにした(資料；アセスメント・ポリシー、ディプロマポリシー等)。策定したアセスメントポリシーに従い、「教育課程レベル」及び「科目レベル」で評価を行う。また、策定したアセスメントポリシーに従い「科目レベル」で各科目の評価を行い、厳正かつ適切に行っている(資料；アセスメント・ポリシー等、シラバス、教授会資料(単位認定、資格認定))。単位認定状況、国家資格等の取得状況も良好である。学習成果として測定としては、GPA・ジェネリックスキルテスト(PROG)・単位習得状況・資格取得率・就職状況等を活用している(資料；GPA・ジェネリックスキルテスト(PROG)・単位習得状況・資格取得率・就職状況等)。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

学期末に成績評価および GPA 算出に基づき、学外実習内規に照らし合わせて、実習実施可能基準の一つとして活用している。自己点検評価委員会、教授会および卒業判定会議など定期的に活用し確認している。学生の業績の収集については、履修カルテを活用している。授業内においては、造形表現の成果をファイルにまとめ、成果を振り返り、就職してからも活用できるようにしている。来年度からは、担当教員との面談の振り返りもできるよう検討をした。2年間の学びの集大成として、成果報告集を作成し、学生に配布および図書館に所蔵している。

平成 30 年度 3 月に第 1 期生卒業式謝恩会後、同窓会発足式を行い、令和元年は役員会を行った。令和 2・3 年はコロナ禍により役員会・同窓会ともに開催を見送ったが、令和 4 年度は役員会・同窓会を開催した。令和 5 年度も役員会・同窓会ともに開催、令和 6 年度以降も開催予定である。

就労状況については、勤務体制や、担当クラスの様子などを聞き取り、保育者としての職務を在籍生に伝えている。学習成果としては、就職先での研修内容の聞き取りや、在学中の学習内容が現場でどのように活用実践されているかなどの意見聴取を行い、それをもとに在校生の実践的な授業で取り入れられる内容がないか検討している。

学習成果のデータ（在籍者、卒業率）につながる日常的な学生の学習状況（授業の出欠状況等）を学科会議にて情報共有している。退学者数については、増加傾向にあったため、令和 4 年度から「学生指導におけるゼロ対応」を学科の目標として学生指導を実施し、本取り組みにより、退学者を前年度比の半分に抑えることができた。

令和 5 年度 1 月に卒業生アンケートを実施した。集計結果を用い、学習成果の獲得状況を振り返り活用した。学習成果については、多面的な測定方法により、学習成果を把握できるよう努めている。

学習成果については、多面的な測定方法により、学習成果を把握できるよう努めている。

直接評価（量的）として GPA 制度を用いて把握している。欠席回数が一定以上の学生を各科目担当者から連絡を受け学科会にて毎月確認され、必要に応じてフォローする体制も整えて学修成果の獲得のプロセスも大切にしている。また令和 5 年度から外部アセスメントテスト PROG の導入で客観的な学習成果の測定し可視化して把握した。

間接評価（量的）について、学生による授業評価アンケート、就職内定者の推移、卒業生へのアンケート、就職先アンケートを実施し把握、来年度に向け学生アンケートを実施できるよう準備を進めている。

・直接評価（質的）として、授業の中でピアノ発表、表現などの演習、造形のポートフォリオとしてのファイル、卒業レポートなどの学習成果を獲得し、客観的に評価し成績に反映している。

間接評価（質的）として、授業の中でリフレクションにより適宜学生自身の振り返り状況

を把握している。履修カルテに学生自身の振り返りと GPA 結果記載する欄を備え、学生自身で学修成果の達成度を実感できるように改良をしている。令和5年度からは、学生が学習成果を把握できるよう履修カルテの活用をする。担当教員との面談をしながら振り返りを行った。

令和5年度は獲得した学習成果を各授業や委員会内にて把握、自己点検評価委員会にて昨年策定したアセスメントシートの項目を把握した。

これらのデータの一部を、ユマニテク短期大学ホームページの「情報公開」内公表している。

(資料・卒業判定資料、学外実習内規、成果報告書、自己評価点検委員会議事録、在籍率、卒業率、就職率、ホームページ情報公開、就職内定推移、卒業生アンケート、授業評価アンケート、卒業生就職先へのアンケート)

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

卒業生の進路先からの評価については、同時期に行った卒業生調査にて、返信があった進路先に対して行った。今後、効果的に卒業生調査と、進路先への評価を行う為に、卒業後1年目、卒業後3年目、卒業後10年目の計3回を予定している(資料:卒業アンケート)。

アンケートは、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向(ジェネリックスキル)を調査する内容となっており、知識を活用して問題解決する力(リテラシー)と、経験を積むことで身についた行動特性(コンピテンシー)の2つの観点で測定しています。

以下は進路先へのアンケート内容であり、先に行った卒業生調査と同様の項目で、自己判断と、客観的評価を比較する事ができる。

リテラシーでは、新しい問題やこれまで経験のない問題に対して知識を活用して課題を解決する力を、4つの能力で測定する。

- ①情報収集力(適切な手段で情報を収集し、それらを適切に整理・保存する力)
- ②情報分析力(思い込みではなく、客観的に判断し、本質を見極める力)
- ③課題発見力(広い視野で現実を捉え、その背景に隠れている原因を考え、解決すべき課題を発見する力)
- ④構想力(問題解決までのプロセスを考え、その過程で想定されるリスクや対処法を考える力)

コンピテンシーでは、周囲の状況に上手に対応するために身につけた意志決定の特性や行動スタイルを、大きく「対人基礎力」「対課題基礎力」「対自己基礎力」の3つの項目に分類し、9つの能力で測定する。

「対課題基礎力」

- ①課題発見力(問題の所在を明らかにし、必要な情報分析を行う)
- ②計画立案力(問題解決のための効果的な計画を立てる)

③実践力（効果的な計画に沿った実践行動をとる）

「対人基礎力」

④親和力（円満な人間関係を築く）

⑤協働力（協力的に仕事を進める）

⑥統率力（場をよみ、目標に向かって組織を動かす）

「対自己基礎力」

⑦感情制御力（気持ちの揺れをコントロールする）

⑧自信創出力（ポジティブな考え方やモチベーションを維持する）

⑨行動持続力（主体的に動き、良い行動を習慣づける）

各質問内容については、「①発揮できる。いつもできる。」「②通常は発揮できる。何とかできる」「③発揮できない。できない。むずかしい。」の3択で回答してもらった。以下アンケート集計結果を示す。

アンケート集計結果として、総数27人のうち①と②「①発揮できる。いつもできる。」「②通常は発揮できる。何とかできる」を選んだ割合は下記の通りです。

リテラシー

①情報収集力18人（66.7%）②情報分析力17人（63.0%）③課題発見力15人（55.6%）

④構想力16人（59.3%）

コンピテンシー

①課題発見力19人（70.4%）②計画立案力18人（66.7%）③実践力22人（81.5%）④親和力23人（85.2%）⑤協働力23人（85.2%）⑥統率力15人（55.6%）⑦感情制御力23人（85.2%）⑧自信創出力21人（77.8%）⑨行動持続力17人（63.0%）であった。

評価の合計として72.8%の回答が、「①発揮できる。いつもできる。」「②通常は発揮できる。何とかできる」を回答しており、卒業生が高い水準で業務に取り組んでいる事がとらえられた。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

入学をする高校生に対し、本学の理解を深めるために3つの方針を啓発していく。また高大接続を意識した高大連携協定先との情報のやり取りが少ないことが課題として挙げられる。今後は、連携先の教職員と本学教職員の交流の場を積極的に設けていきたい。そして、多様な選抜方法によって入学生の状況を把握し入学後の指導に生かしていく。

教育課程編成や授業科目について科目間でつながりがあるものの、学生の中では、単独での認識が強い傾向にある。2年間の学びが可視化され、理解できるようにカリキュラムマップやシラバスを活用して、学生へ2年間の学びのつながりを周知し、体系的に理解できるよう取り組む必要がある。

資格取得率の向上（特に保育士・幼稚園免許が課題である）。

同窓会について、意見の内容、学校で学びの良かった点、もっとやりたかった点など共有できるよう、例えば添付資料で同窓会の意見聴取の報告書が1枚会議資料とすることで記録していく。

卒業生アンケートの活用方法を明確化する。

アンケートの結果や報告書の中での書き方令和何年度に実施したなどの情報もホームページにも記載しておく。

ホームページのところの情報、質的などところについても、わかりやすいように確認修正していく。

専門職として必要な基礎的な生活力・学力の基盤強化としてのリメディアル教育の展開、効果的な教育課程の改善に反映する仕組みを構築する為に、卒業生と、その進路先に対して、定期的（卒業後、1年目、3年目、10年目）に行っている。学生に在学中に身につけさせる学力や資質・能力及び養成しようとする人材像に照らして、学生の進路先から、教育の成果や効果を検証する為に実施している。卒業後1年目に関しては、短大から社会への移行に際して、卒業生に生じる影響が大きく、1年目の衝撃を乗り越える上で、短大教育はいかに意味づけられるか、比較的記憶の新しい時期に卒業生から徴収し、返答があった進路先から意見聴取している。3年目に関しては、一般的に離職やその予備軍する割合が多いと言われている為、1つの転換点であることの時期に聴取することで、就職のミスマッチを発見する事を期待している。最後の10年目に関しては、さまざまな初期キャリアを経て、結婚や出産など、さまざまなライフイベントを経験し、改めて大学生活の振り返りを行うことで得られる短大教育の成果や課題が発見できる事を期待している。実施にあたり卒業生のアンケート確保が課題になっている。卒業生の基本情報として、卒業生名簿があるが、引越しなどに伴う情報の更新が行われていないケースが多く存在しています。また、督促はメール送信で行う為、住所やアドレスなど、個人情報の更新があった場合に、随時報告をする習慣を在学中に浸透させることが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

幼稚園教諭二種免許状および保育士の資格に加えて取得可能な6つの資格について、学生が卒業後保育の現場でどのように知識を活かすことができるのかという観点から、再度取得可能な資格の種類を教務委員会が中心となり検討した結果、前年度と同様に、令和6（2024）年度以降も同じ資格を取得できることとなった。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は各担当教科について、ディプロマ・ポリシーと授業の対応、授業の到達目標をシラバスに示し、学習成果の獲得に努めている。

教員は各担当科目において、シラバスに示した授業評価方法・基準に従って、厳格に評価および単位認定を行っている。また授業の到達目標が学修成果であることがわかるようシラバスの様式の見直しを行った。次年度から反映される。

学習成果については、多面的な測定方法により、学習成果を把握できるよう努めている。

・直接評価（量的）として GPA 制度を用いて把握している。欠席回数が一定以上の学生を各科目担当者から連絡を受け学科会にて毎月確認され、必要に応じてフォローする体制も整えて学修成果の獲得のプロセスも大切にしている。また令和 5 年度から外部アセスメントテスト PROG の導入で客観的な学習成果の測定し可視化して把握した。

・間接評価（量的）について、学生による授業評価アンケート、就職内定者の推移、卒業生へのアンケート、就職先アンケートを実施し把握、来年度に向け学生アンケートを実施できるよう準備を進めている。

・直接評価（質的）として、授業の中でピアノ発表、表現などの演習、造形のポートフォリオとしてのファイル、卒業レポートなどの学習成果を獲得し、客観的に評価し成績に反映している。

・間接評価（質的）として、授業の中でリフレクションにより適宜学生自身の振り返り状況を把握している。履修カルテに学生自身の振り返りと GPA 結果記載する欄を備え、学生自身で学修成果の達成度を実感できるように改良をしている。令和 5 年度からは、学生が学習成果を把握できるよう履修カルテの活用をする。担当教員との面談をしながら振り返りを行った。

令和5年度は獲得した学習成果を各授業や委員会内にて把握、自己点検評価委員会にて昨年策定したアセスメントシートの項目を把握した。

学生による授業評価については、前期・後期の年2回、学生による授業評価アンケートを実施し、その集計結果と学生からのコメントを踏まえて教員は、授業の振り返り、及び改善計画を記した回答書を提出し、それに基づいて次期の授業改善を行っている（資料；学生による授業評価アンケート、学生による授業評価アンケート回答書）。また、令和5年度より組織的な取り組みとして、教員が各学期末に記入する「目標設定シート」を活用し、当シートに授業評価アンケート結果個別通知用のコピーと回答書を添付し、学科長に提出することとした。その後、個別面談を行い、授業改善に向けたアドバイスを行っている。アンケートの結果と教員からの回答書は事務局と図書館に設置され、学生も閲覧可能であること、さらに、令和5年度より、アンケートの集計結果は、Teams (Microsoft365) 上においても常時確認ができるようにしている。

授業内容に関する授業担当者間での意思疎通、協力・調整については、新年度初日に「非常勤講師懇談会」を開催し、非常勤教員も含む授業担当者が参加した。本学の目指す教育を全教員が共通理解をする機会となるだけでなく、授業担当者間での協力・調整など意思疎通を図る機会となっている。また、非常勤教員には「非常勤講師ハンドブック」を配布して、授業実施に関する共通理解につなげているほか、「非常勤講師懇談会」時以外に専任教員と非常勤講師との意思疎通が必要な場合は、教学課が窓口となり担当者同士のパイプ役となっている（資料；非常勤講師ハンドブック）。教員はシラバス作成の段階から授業担当者間で意思疎通を図っており、特に、基礎ゼミナールⅠ・Ⅱなどの複数担当の授業においては、日々細やかな打ち合わせを実施している。実習にかかる科目では、情報の集約及び統一した判断を行うため、実習担当者チームによる会議が原則、月に一度、開催されている。このように授業担当者同士で情報共有、相談を行う体制を確立して、常時、連携をとっている。また、学科会議や教授会においても、実習を含めた全体的な情報共有が行われ、授業担当者間を越えた連携を図った全学的な協力・調整体制が構築されている。さらに、令和5年度の3つのポリシーの改訂に伴い、カリキュラムマップ、ナンバリングの変更を行った（資料；カリキュラムマップ、ナンバリング）。カリキュラムマップをもとにし、ディプロマ・ポリシーに合わせたナンバリングに変更したことによって、教育課程を体系的に捉えることがより明確になり、授業内容についての授業担当者間での協力・調整がさらに図られることが期待される。

教育目的・目標の達成状況の把握は、学習成果の獲得状況の把握と併せて行われ、小テストやレポート、定期試験などの結果を通じてシラバスに掲げた目標の達成度が確認され、シラバスに明示した方法によって各学生の成績評価がなされている。学生は『履修カルテ』への記入をすることによって自身の状況を把握し、振り返りを行っている（資料；履修カルテ）。令和5年度に『履修カルテ』の改訂を行い、これまでの教職課程科目のみから開講科目の全てを対象とし、自己評価欄とその隣には成績を記入する欄を設けた。また、GPAの記載欄や学外実習に関する事項や教育保育職を目指すうえでの課題、目標を記述する欄を設けるなど、GPAを認知するとともに振り返りを行い、自身の課題を把握し、改善に活かす様式に改訂を行った。教員は、学生が記入した『履修カルテ』を確認後、コメントを記載し、学生にフィードバックを行うため、『履修カルテ』を通して、学生と教員が本学の教育目的・目標

にそった到達度を確認することができる機会のひとつとなっている。さらに、令和5年度から外部アセスメントテスト PROG を導入し、客観的な学習成果の測定し、可視化を図るテストを取り入れた（資料；PROG テスト）。その他、2年次の全課程修了時には卒業判定を教務委員会及び判定教授会を実施しているほか、幼稚園教諭第二種免許、保育士資格の取得状況の確認を行い、学生支援・キャリア支援委員会では、就職内定状況や「卒業生アンケート」の結果などから教育目的・目標の達成状況の把握・評価に努めている。

学生に対する履修及び卒業や資格取得に資する指導に関して、出欠席の状況の届け出があげられる。各科目担当教員は事務局に出欠席の届け出を行い、欠席が顕著な学生の状況を早期に把握できるようにしている。このような取り組みを学科として「学生指導におけるゼロ対応」を目標に取り組みを続けている。年度始めの履修登録に関しては、学年ごとに実施するオリエンテーション時に説明を行い、適切な履修となるよう指導している。1年次は基礎ゼミナール担当教員、2年次は専門ゼミナール担当教員が、適宜面談を実施し、履修状況や出席状況のほか、学生生活上の懸念など、あらゆる面において細やかな相談支援を行っている。広く意見を求める必要があると判断される場合には、学生支援・キャリア支援委員会を中心に事務職員とも連携して解決にあたっている。さらに、学生の個人ファイルを作成し、事務局に設置している。個人ファイルは、入学前の情報や在学中の注意を要する情報を適宜ファイリングしている（資料；学生個人ファイル）。学生の小さな動向から支援・解決の手掛かりを見つけ出し、卒業に向けた継続的な学生支援を行っている。さらに令和5年度より、次年度の学生支援体制の強化に向けた整備を具体的に進めている。

学習成果獲得に向けた支援を可能にするため、事務職員は学習成果達成のために事務分掌に基づき職務分担し、この職務を各々が確実に遂行し、また、必要に応じて連携しつつ各部署の職務を通じて学習成果の獲得に向けたサポートを行っている。事務職員は委員会に所属しており、教員のサポートと学生支援を中心に学習成果の獲得や学生生活を全面的にバックアップしている。教務委員会では、教員と事務職員が学生の履修状況や授業の出席率等の情報、支援を要する学生の把握等を共有することで、履修ミスや中退学を未然に防ぎ、卒業につなげている。学生支援・キャリア支援委員会は、学生生活が充実したものとなるよう多角的なサポートを行い、就学意欲の向上、促進を図っている。また、週一回開催される事務職員会議では、学生の状況および情報の共有を行うほか、業務改善について話し合い、よりよい学生支援体制の基盤作りにも努めている。

各課の職務は、学生の履修および卒業、就職に至るまでの支援を行うことであり、それぞれの職務を通して、学生の課題や学習成果を認識し、各々が職務を果たすことにより学習成果の獲得に貢献している。学生の履修登録や成績管理など教務系の業務を「教学課」、各種奨学金の事務手続きなど学生生活面での業務を「庶務課」で取りまとめているほか、「入試広報課」は、学生募集活動を通じ学生や高校との信頼関係のもと、入学後の学習成果に繋がるよう他の課との関係と情報のリレーションを図っている。事務職員は、このように職務を通じて学生が学習成果を多面的に獲得できるよう職務分掌を遂行し、貢献している。また、授業を円滑に行うための環境整備を行うだけでなく、学生の日常的な細かな疑問への対応などの業務を通して、個々の学生の学習成果の獲得に貢献している。キャリア支援室の職員は、令和5年度より2名配置となり、さらに手厚い支援体制を整えた。キャリア支援室では、個々の学生の学習状況や進路希望を詳細に把握しているだけでなく、履歴書の添削や面

接練習などの就職指導のほか、就職に関する学生の不安や疑問に応える相談業務を行っている。また、園への訪問や園長会議などへの参加を通して学外との関係性を深めつつ、相互間の情報交換や就職情報を収集している。このように就職を軸に個々に対するきめ細やかな学生指導と育成のほか、学外との関係性を常に良好に保ち、就職内定に結び付けるなど、学習成果の獲得に寄与する重要な職務を担っている。学生の成績記録等については学園の「文書保存規程」（資料；文書保存規程）に準じて、適切に保管管理している。

本学図書館では、学生及び教職員が積極的に図書館の学術資源を活用できるよう、蔵書の検索、相互貸借、視聴覚資料閲覧における機器の使用など、様々な点において個別の対応・相談体制を確立して支援している。令和5年度の図書館利用者数は延べ2,837人、貸出冊数は2,110冊となった（資料：令和5年度図書館利用状況）。

具体的には、シラバス及び教職員の要望に基づいた参考図書の準備を実施している。また、保育者養成を行う本学の特徴に鑑み、紙芝居や大型絵本、視聴覚資料などについても順次整備を実施して利便性を向上させている。

本学では、新入生を対象に入学時のオリエンテーション及び4月の授業内にて図書館の利用に関するオリエンテーションを実施している。特に1年次前期より教員と連携のもと、複数の授業内において図書館を活用する機会を用意し、入学後の早い段階から実践的活動を通して、日々の学修において図書館及び各種資料を有効に活用する基礎を育成している。また2年次に対しては、年度初めのオリエンテーションにて論文検索方法、相互貸借、レファレンスの案内などの説明を行っている。令和5年度の相互貸借件数は、文献取寄せ18件、現物貸借0件となった。さらにパスファインダーを作成し、資料の検索方法として「図書館利用の手引き」を用意し、オリエンテーション時やゼミナール授業時に配布している（資料：パスファインダー）。そのほか、それらの資料を図書館内にも常備し、司書が個別対応する体制を整えることで、学生が主体的に図書館を活用できるよう支援を行っている。教職員・学生からのリクエストは随時受け付けており、「学修用図書推薦申込書」には学生の学修環境の充実のため、教員から推薦図書を募っており、「図書購入リクエスト」では学生・教職員から幅広いリクエストを受け付けている（資料：学修用図書推薦申込書・図書購入リクエスト）。募集についてはTeamsや図書館だよりで案内している。

また、年に2~3回発行予定の「図書館だより」においては、図書館を身近に感じてもらうように学生による絵本紹介コーナーを設けているほか、教職員によるおすすめ本紹介、各種イベント等の紹介を行っている。さらに図書館だよりをホームページにアップして、公開している。令和5（2023）年度には、2名の事務職員による図書の紹介のほか、2名の学生による絵本紹介等を掲載した（資料：図書館だより）。

令和元（2019）年度以降に「NACSIS CAT/ILL」を導入したことで、購入図書資料の登録や他図書館からの文献取り寄せ等の相互利用の際、正確かつ効率よく作業ができるようになり、利用者の利便性の向上が図られ快適な学習環境となった。

教職員には一人一台のパソコンが貸与され、学内のパソコンは授業や大学運営に積極的に活用されている。本学には、貸出し用の共有パソコンを事務局に5台用意し、非常勤講師も含めて教員はPowerPointや視聴覚資料を積極的に活用できる体制を整えている。また、各教室にスクリーンやプロジェクターが設置されているほか、一部教室には資料提示装置

や移動式大型モニター、移動式ホワイトボードなどが設置されており、授業内で資料提示等を積極的に行っている。

なお、令和5(2023)年度より office365 を導入し、これを授業補助として使用するほか、学生ポータルとしても活用している。このように、オンライン上における学内の情報周知方法を一本化することで、学生及び教職員の利便性の向上を図っている。

また学内には、各教室に LAN 端子を用意しているほか、キャンパス内には無線 LAN アクセスポイントを各階に設置し、学内全域からインターネット環境の利用が可能となっている。そのため、教職員は授業等で使用するほか、学生も学内のブロードバンド環境を研究や学修に積極的に活用できるようにしている。また、学生が自由に利用可能なパソコンを情報処理室に用意しており、情報処理やゼミナール等の演習授業内で使用するほか、授業時間外においても利用ができる体制を整えており、課題の作品製作やレポート作成に活用できるようにしている。令和5(2023)年度生からは一人一台 iPad を所持しており、授業でも積極的に活用している。非常勤講師室もパソコンが設置されており、印刷は事務局の印刷機で出力できるようになっている。

令和5(2023)年度は、office365 が導入されたこともあり、教職員は積極的に ICT 委員会及び本部情報推進室主催の ICT 研修を受講し、日々技術向上に努めている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学試験後、合格者に対して合格通知、入学関係手続き書類及び入学前教育案内を郵送し

ている。入学後の学習や学生生活がより円滑なることを企図し、入学前教育として入学前課題および入学前講座を実施している。入学前課題については、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に則し、基礎学力の向上を図るとともに、入学後の学習にスムーズに入ることができるように担当教員で課題内容を協議・検討し、制作した本学オリジナル課題本「すたーとあっぷ」を用いて実施している。具体的な課題の内容は、短期大学での学びのために「学びの地図」「スケジュールを考えよう」「夢や希望を具体的にしよう」という課題項目を設定し、2年間での学びをイメージし、明確な目標を掲げ、学修計画を立てている。また課題の内容について、短大での授業科目につながっていく課題もあることから、入学後に提出された課題は教務委員会が中心となり、科目担当者へ課題を渡し授業の導入として活用している。なお、この課題は、配布して進めてもらうだけではなく、後述する入学前講座の場において、対面にて説明・指導を行っている。そのため、入学予定者はすぐに質問できたり、不安な点を教員に相談できる体制を整え、情報提供を行っている。加えて、定期的に課題の進捗状況を確認できるように、入学前講座で出校した際に確認できる機会を設け、誰一人取り残さない指導を実現している。入学予定者への情報提供という観点からは、上記の取り組みだけではなく、入学案内、入学願書、学生募集要項のほか、大学公式インスタグラム、ツイッター等の SNS を活用し、本学の学びや学校生活に関する情報提供を行っている。

一方、入学前教育については、入試広報委員会が中心となり企画・運営を担い、対面の形式にて「グループワーク入門」「音楽・ピアノ入門」「保育入門」「みんなで折り紙・クネクネヘビを作ろう!」「障がいについて知ろう」「レクリエーション」を5日間（11月27日、12月16日、1月27日、2月10日、3月18日）いずれも3時間～4時間の実施をしている。これらの講座を契機として、入学前に大学での学びをイメージし、スムーズに入学後の学修へ取り組むことができるだけでなく、入学者同士の交流を図る機会となっている（資料：すたーとあっぷ）。

入学者に対して、入学式後に新入生オリエンテーションを実施している。そこでは、2年間の履修の展望や免許・資格の取得をふまえた開講科目の説明と履修登録、学生生活についてのガイダンスを各担当委員会及び部署が中心となって実施している。特に履修登録時には、資格必修の科目以外の選択に悩む学生に対し、教職員が相談にのり、履修漏れがないように配慮している（資料：すたーとあっぷ）。

学習の動機づけに焦点を合わせた学習方法や科目選択のためのガイダンスとしては初回の授業時にシラバスを参照しながら授業内容や評価方法に関する説明を行っている。なお、「シラバス」はWebで確認できるようになっており、科目毎の初回授業内に、受講生に対し担当教員から説明を行っている。その際、授業内容や評価方法の説明に加え、関連する資格の説明も行っている。また、どの科目がどの資格に繋がるのかを詳細にオリエンテーションにて説明を行い、学生が目的意識をもって学習に取り組むことができるようにしている。また、各学期において、1週間の履修変更期間を設けて、学生の学習希望にできる限り沿えるように配慮している（資料：シラバス）。

学生には「学生便覧」「実習の手引き」を1冊にまとめた本学独自の「学生ハンドブック」を配布し、参照しながら説明を行っている。こちらは、HPでも閲覧できるように掲載している。この本学独自の「学生ハンドブック」において、「実習の手引き」も併せた背景とし

て、保育者養成校は実習が生命線であり、学生生活と切り離せないほど重要であるという認識のもと作成しており、「実習の手引き」には、実習までの流れ、実習の期間、必要な手続き、オリエンテーションの行い方、服装、お礼状の書き方といった基礎的な内容から応用的な内容まで細かく記載している。この手引きを使って学習の中でも各実習時期に獲得すべき学習成果・目的について指導することに加えて、学生自身がいつでも確認できるようにしている。

また、本学の ICT システムの M365 利用方法やアカウント登録、図書館やキャリア支援室等の利用の説明なども行い、学習のサポートを行っている。なお、2 年次の学生に対しても、年度開始時にオリエンテーションを実施し、選択の科目において具体的にどのような学習をするのか説明を行っている。

—基礎学力が不足する学生に対しては、学習の課題などを office365 を利用し学習状況の把握と、早期発見に取り組んでいる。また次のように科目の特性にあわせて補習授業等を行っている。ピアノ演奏などの技能の獲得を目指す科目においては、個々の進度や希望に応じて担当教員によって休み時間や空きコマにおいて補講が実施されている。入学時点での学力不足を早期段階で情報共有し、入学後の基礎学力が不足する学生に対し補習授業等で活用している。その他の科目においても、授業後や教員の空き時間を活用して補充を個々の進度にあわせて対応している。

学習上の悩みなどの相談や適切な指導助言を行う体制として 1 年次には基礎ゼミナール、2 年次には専門ゼミナールの担当として専任教員一人に対して少人数の学生（10 名程）を割り当てている。そして、日頃から綿密に関わり、個別の相談に応じて指導・助言できる体制が整っている。また、ゼミナール担当教員以外にも相談や質問ができるよう、全専任教員のオフィスアワーを学生掲示板に掲出している。また、学生支援委員会によって学生の意見箱を設置し、間接的に悩みや相談ができるような体制を整えている。

本学では通信による教育を行う体制は設けていない。

科目担当者ごとに個別対応を行っている（資料；音楽表現の講義録）。特に、技術面で進度に差が出やすいピアノ演奏技術を習得する音楽の科目では、習熟度の高い学生には、より表現面の技術を高めたり深めたりできるよう配慮している。その他の授業においても、進度の早い学生にも満足してもらえるように追加の課題提供や進度のゆっくりな学生へのサポートを担い、様々な形で対応している。（資料；シラバス）。

留学生は現在受けて入れていない。

授業の最終回に「学生による授業評価アンケート」を実施し、各担当科目の授業改善に活かしている。また、「履修カルテ」を活用して、学生が個々の科目の学習や実習について振り返る機会を設け、ゼミナール担当教員による個別の面談指導により、学生が学修の省察をし、授業の振り返りと次期の課題について考え、まとめることで目標を明確に学習へ取り組むことができる環境を整えている（資料；履修カルテ、授業評価アンケート）。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備して

- いる。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
 - (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
 - (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
 - (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
 - (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
 - (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
 - (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
 - (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
 - (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
 - (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
 - (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
 - (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための教職員の組織については、学生支援委員会が設置され、教職員が協同して職務を遂行している。学生支援委員会は毎月定例開催され、学生相談、クラブ・サークル活動、保護者懇談会等に関する項目について、協議及び情報共有を行っている（資料：組織図）。

クラブ・サークル活動、学園行事、学生会など、学生が主体的に参画する活動が行われるような支援体制としては、学生会やサークル活動、大学祭といった全体的な行事について、学生支援委員会より各担当教職員を配置している。

今年度の学生会行事としては、昨年を引き続き、ユマ短祭を開催した。ユマ短祭の詳細は以下の通りである。

令和5（2023）年11月11日（土）10：00～15：00において、本学敷地内にて開催した。イベント内容としては、学生会の主催としてスタンプラリーやビンゴ大会が実施された。また、地域連携プログラム学生によるコンサート、乳幼児保育プログラム学生によるあそび広場（絵本読み聞かせ、カプラ、ボールプール、風船トランポリンなど）、障がい児支援プログラムによるおもちゃの展示やボッチャ体験、1年次学生によるサンタさんのお手伝い（宝探しゲーム）や手形アートが実施された。そのほかにも、女子バレーボール部による公開練習試合、教職員によるバルーンアートプレゼント、音楽同好会によるわなげなどが実施された。さらに、8台キッチンカーが参加し、子どもも大人も楽しめるユマ短祭となった（資料：ユマ短祭チラシ）。

学生食堂の代替として、キッチンカーによる昼食の販売を実施した。焼きそばあんちゃ

ん（やきそば・豚汁）に来ていただき 500 円程度のランチを販売した。さらに、売店の代替として、飲料と軽食の自動販売の設定をしている（資料：キッチンカーチラシ）。

宿舎が必要な学生に対して、学生寮や業者からのアパートなどの情報を希望者に提供して支援している。さらに、自宅からの通学が困難な遠隔地の学生に対しては、遠隔地特定指定校奨学金制度を設け、宿舎が必要な学生を支援している（資料：学生不動産情報）。

学生の通学のための便宜としては、本学は私鉄電車の最寄り駅から徒歩 8 分という立地であり、多くの学生が私鉄電車を利用して駅から徒歩で通学している。また、JR 四日市駅を利用する学生は徒歩 20 分必要。そのため、届け出た自転車での通学が可能であり、学内に駐輪場を設置し環境を整備している。（資料：学生ハンドブック、身分証明書発行台帳）

経済的支援については、本学では日本学生支援機構奨学金についての案内と説明、申込みや手続きのサポートを行っている。また、三重県による保育士修学資金貸付制度について、入学前より案内して周知を図っている。また、短大独自の奨学金として令和元（2019）年度より「特別奨学金」を設けている。そして、入試区分別に「総合型選抜奨学金」「学园内進学奨学金」を設けている。本学が遠隔地として特定した高等学校についてのみ制度の対象として「遠隔地特定指定校奨学金」を設けている。いずれも返還不要の奨学金であり、申請があつて所定の基準を満たす全学生に支給されている。（資料：説明会資料、募集要項、各機関よりの案内パンフレット）

学生の健康に対する配慮として、本学 2 階に保健室を設置している。原則として医薬品の提供は行わないが、ベッドを使用することができる。年度初頭に全学生を対象として「ウェルネスチェックシート」への記入を求め、それらをもとにゼミ担当教員による面談を実施するなど、心身の健康状態の把握に努めている。また、先述した通り授業を 2 回欠席した学生を対象に主にゼミ担当教員が面談を行い、早期に学生の課題を発見して支援に繋げる取り組みを行っている。加えて、課題のある学生の生活や経済状況等について学科会議を通して情報共有を行っている。（資料：学校ハンドブック、ウェルネスチェックシート）

留学生は現在在籍していない。

学生相談の体制としては、専任の教員に少人数の学生を割り当てることにより、個別の相談に応じられるようにしている。これ以外の学生相談窓口として、専任教員のオフィスアワーの設定の他、学生支援委員会においては「学生相談」の体制を整えている。

こうした相談窓口以外として、2 回学生ホールに「学生の意見箱」として施錠できるポストを設置し、学生からの意見や要望の聴取に努めている。

委託訓練生担当の教職員を配置し、定期的な面談および学修支援を行っている（資料：募集要項）。

現在在籍していないが、車いすで移動できるよう床面を全てフラットな状態にし、エレベーターにて介助・移動が可能ないように整備している（資料：学生ハンドブック）。

長期履修生は現在在籍していない。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

地域の子どもを対象としたイベントや児童館、人権フェスタ等に出向き体験型 学修の機会を設けている。「地域ボランティア実践」授業の単位認定を行う（資料：人権フェスタ、児童館祭りのチラシ）。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学生一人ひとりの卒業後の進路や将来の職業に関する考え方を段階的に身に付けられるように、1 年次よりキャリア支援を展開している。進路支援については教職員間で連携を取りながら一人ひとりに合わせた支援ができるように取り組んでいる。

進路支援の拠点となる「キャリア支援室」を設置し、豊富な経験を持つ職員を 2 名配置することで、少人数の大学ならではの手厚い支援を行っている。個人面談を全員に実施し、個別支援のための体制を整えている。学生が主体的に情報を入手し自分で就職選択を行えるように支援している。

キャリア支援室には過去 1 年間の求人情報を地域別にファイルしており常時閲覧できるよう配置してある。また学生ホールでの掲示や、Microsoft の Teams を利用し、学生が必要な情報提供を常時行っている。

教育課程内での取り組みとしての教養科目・必修科目として、学長及び、元高校での進路指導担当の二人体制で「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を担当し、学生の職業意識を高め、社会的・職業的自立の支援を行っている。

また、無料のキャリア支援講座として「公務員試験対策講座」を開設し、公務員を受験する学生を対象にした試験対策を 1 年次後期に 15 回、2 年次前期に 15 回実施している。公務員試験においては、面接指導については、キャリア支援室を中心に行い、2 次試験から実技試験が中心となるため、本学の専門分野の教員が中心となり、具体的な試験内容に特化した対策を講じている。

なお、四年制大学への編入学、専門学校への進学、留学を希望する学生に対しは、個別に進学相談を実施しているが、未だ進学希望者はいない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

アセスメント・ポリシーに示された学修成果に従い評価を行う。成果を補うための補習・補講において内容・回数を的確に把握して実施する。

アセスメント・ポリシーとシラバスの基準の整合性を図り、2 年間の学修を見通して評価を行う。

令和 5 年度は直接評価（量的）、間接評価（量的）、間接評価（質的）での学修成果の獲得

状況の把握が進んだが、直接評価（質的）での学習成果の獲得状況が学校全体として把握方法について詳細の検討が必要である。

- ・新年度をさらに円滑に進行させるため、新年度開始前の時期に、新規採用教員だけではなく、非常勤職員も交えた全体的な打ち合わせの機会を設けるなど、チームワークを軸とした授業運営体制の強化を図る必要がある。
- ・アンケートの結果をどのように授業改善に役立てているか、その具体的な検証方法の検討と検証の実施を図る必要がある。
- ・令和 5 年度に策定されたアセスメント・ポリシーを用いた学習成果の評価システムを構築し、評価の体制を整える必要がある。また、卒業生アンケート結果の効果的な活用方法検討し、教育改善に資する取り組み行う必要がある（資料；アセスメント・ポリシー）。
- ・学生支援体制の強化のため、今後、学習や学生生活への不安などがある学生への対応として、学生相談室を設置し、心理系専門員による支援の整備が必要である。
- ・アセスメント・ポリシーに従い、事務職員はサポート体制を充実したものとすることや、学習成果を把握し、学生個々の課題に対応しながらキャリア支援に繋げていくことが必要である。
- ・アセスメントポリシーに基づいた学修成果を参考に教育目標の達成状況をさらに細分化しながら把握することが必要である。
- ・文書保存については、保管状況の更新など設備の管理が必要である。

現在、教員学生間での支援は力を入れているため、教員学生間のみではなく、学生同士高め合えるよう協同学習などを通し、個々の得手不得手によって足りていない部分を補いながら学修できるような授業展開も視野に入れながら行うグループワークを積極的に取り入れていく必要がある。

学生の経済的支援については、生活困窮と思われる学生が依然増加傾向にあるため、日本学生支援機構の給付奨学金だけではなく、本学独自の奨学金制度を令和 6（2024）年度に向けて拡充された。今後の利用状況を把握しながら、さらなる条件の見直しが、新たな奨学金制度を模索する必要がある。

学生の健康管理については、保健室は完備しているものの相談できる体制が無いため、令和 6（2024）年度から心理学を専門とした専任の教員を配置し、専用の相談設置予定である。学生への周知方法や、個人情報管理について検討の必要がある。

また学生生活に関しては、学生会が中心となり学生の意見や要望の聴取に努めており、無記名での意見や要望が出せる様に、意見箱も設置している。

取得した資格を活かした就職先への進路支援が主となっていたが、資格を取得しなかった学生が増加傾向にある。専任担当者が複数になったことにより、全ての学生に対してきめ細かな進路指導ができるようになった。

早期に進路やキャリアへの意識を高め、資格を活かせるアルバイトやボランティアを経験する機会を、意識的に持てるような情報配信が、令和 5 年度（2023）よりできるようになった。今後も継続的に情報を発信していきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

就職情報に関しては、学校受付の求人票、会社説明会、就職セミナーなどの情報を Teams に掲載し、学生は随時検索ができるように整備した。

先述した通り、基礎学力が不足する学生に関して、学力不足を契機として退学につながらないように、適切な指導助言を行う体制として、全ての科目で欠席が 2 回となった早期の時点で教学課への報告義務を授業担当教員に課し、教学課からゼミナール担当教員に連絡がなされるよう整えている。この情報共有は、定例の学科会議においても行われ、授業等における意欲・態度といった学習状況や、配慮・指導の方針について共有・検討し、学習支援に役立てている。これらの対応、指導により単位不足者や退学者の減少を実現している。

あわせて、成績不振学生の把握および指導については、奨学金制度における適格認定の基準と照らし合わせ、学業成績が学年全体の 1/4 以下の学生を成績不振学生とし、学生支援委員会から 1 年次課程修了時に対して警告、指導を行い、2 年次に向けて当該学生の意識の向上を図っている。必要に応じて、ゼミ担当教員による面談も行って支援している。

学生の安全を守るためおよび保育者となって子どもたちへ指導ができるように、学生支援委員会が中心となって、避難訓練を毎年 1 回実施している。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

令和 4 年度自己点検報告書において、次の項目について課題とした。

3 つのポリシーの改訂、保健室の整備があげられた。

第三者評価を受けた結果、全ての項目において適格と判断されたが、学生募集において検討の余地があるところ指摘を受けた。その為、奨学金や高校生のインターンシップの拡充や、新たに専門教員の雇い入れを行った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

次にあげる課題について、令和 5 年度中に改善できるように計画し実施できた。

3 つのポリシーの改訂を実施した。

学生相談室の整備については、令和 6 年度より稼働できるように令和 5 年度中に準備を進めている。

教育活動全般については、「学生による授業評価アンケート」をすべての授業において講義最終回に回答時間をしっかりとって実施しており、学生の評価に対して担当教員が回答書を作成し、学生へのフィードバックを実施している。そして、教員自身の振り返りや今後の授業にも役立ててもらっているが、授業評価アンケートを組織的な活用にまで至っていないため、教務委員会が中心となり令和 5（2023）年度中に、学長・学科長による教員への面談の際に「目標設定シート」に授業評価の記入欄を追加して活用していく。さらに、卒業生のキャリアの状況に関する調査等を実施し、調査内容及び調査結果について公表すると共に、調査結果等を教育活動の改善に反映させる仕組みを構築している。

学生支援については、学生支援委員会が中心となり学生の健康管理について、保健室は完

備しているものの相談できる体制が無かった為、新たに相談室が設置される予定で、心理学を専門とする新任の専任教員を雇い入れることとなった。また、学生生活に関しては、学生会が中心となり学生の意見や要望徴収し、学生支援委員会と連携することにより、充実した学生生活を送れるようになった。

キャリア支援については、キャリア支援室が中心となって、学生の卒業後評価への取り組みについて組織的かつ定期的に評価を聴取し、結果を学習成果の点検に活用できるシステムを構築できるようになったが、個人情報の変更の把握が出来ていない事もあり、返答率を上上げる事が課題である。取得した資格を活かした就職先への進路支援が主となっていたが、資格を取得しなかった学生が増加傾向にある為、一般職への就職支援が必要。就職担当者が複数になったため、一般職への就職支援も出来る様になった。早期に進路やキャリアへの意識を高め、資格を活かせるアルバイトやボランティアを経験する機会を、意識的に持てるような情報配信をさらにする必要がある。

学生の経済的支援については、事務局および庶務課が中心となり、生活困窮と思われる学生が増加傾向にあるため、日本学生支援機構の給付奨学金だけではなく、本学独自の奨学金制度の拡充がされた為、今後の利用状況を確認し、必要であれば更なる拡充が必要である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]****[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

教員組織として、教員数は専任教員全体では 11 名（助手を除く）の必要数に対し 12 名が在籍している。学科あるいは本学全体いずれの単位においても、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。また、各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、非常勤教員 21 名を配置している。なお、設置基準に基づく教授職の 3 割以上配置（4 名）については 4 名の教授職を配置している。また、専任教員の年齢構成が高齢に偏っている（60 歳以上が 12 名中 6 名 50.0%）ため、定年規程等の見直しを図るとともに、30～40 歳代の若手の採用や育成を通じて、教員年齢の偏りの改善を図っている。

専任教員の任用にあたっては、「ユマニテク短期大学専任教員資格審査基準に関する内規」を遵守し、「ユマニテク短期大学運営委員会」および「ユマニテク短期大学人事委員会」の議を経て、教育業績、研究業績及び人格・識見、学会・社会活動、経験等を総合的に勘案して、本学の専任教員としての資質を確認しており、これらは、短期大学設置基準に定める教員の条件を満たしている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、専任教員および非常勤講師を配置しており、非常勤講師の採用に関しても、専任教員採用と同様の手順にて議を経て、教育業績、研究業績及び人格・識見、学会・社会活動、経験等を総合的に勘案して採用している。なお、本学では、補助教員の配置を行っていない。あわせて、教員の採用、昇任については、就業規則、選考規程に基づいて行っている。

さらに、専任教員の昇任に際しては、前述の内規に定める昇任の条件が定められており、これらの条件を満たした者について、所属長（学科長）が人格・識見、学会・社会活動などを勘案して学長に候補者を推薦し、教授会の議を経て理事長が決定している。なお、自己申告制も導入しており、昇任希望者が自己申告してきた場合も前述の経緯で決定して

いる。（資料：人事委員会議事録）

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) **FD** 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、**FD** 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、本学幼児保育学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、教育課程における担当科目や自身の専門領域で積極的に研究活動を行い、各自が所属する学会等を通じて発表している論文や科学研究費助成金への申請を含め、教育方針や専門領域に基づいた研究として成果を上げている。その成果は、それぞれの所属する学会等において論文発表や研究発表等として公表している。本学の紀要等に発表された論文に関しては、リポジトリとして公開している。令和4（2022）年12月からは、国立情報学研究所（NII）とオープンアクセスリポジトリ推進協議会（JPCOAR）が共同運営する JAIRO Cloud を利用したサービスを開始した。JAIRO Cloud には「ユマニテク短期大学紀要」「ユマニテク教育研究所紀要」の他、令和5（2023）年度からは現在休刊している「大橋学園紀要」「幼児教育文化研究」も遡及登録するため準備を始めている。

教員が行っている研究内容等は、ホームページ上で「研究成果報告書一覧」として一般に公開しているほか、それぞれの教育研究業績に関しては「researchmap」において掲載し、開示している。

科学研究費補助金（科研費）に関しては令和5（2023）年度は2件申請を行っている。結果として不採択ではあったが、引き続き精力的に研究活動に励んでいる。また、研究分担者としての採択は3件（継続課題含む）あった。

本学では、専任教員の研究活動に関しては、「研究倫理規程」（資料：研究倫理規定）として、研究費の不正使用防止、研究倫理の充実等を目的に整備を進めているほか、「ユマニテク短期大学研究費規程」（資料：ユマニテク短期大学研究費規程）および「ユマニテク短期大学研究費規程施行細則」（資料：ユマニテク短期大学研究費規程施行細則）を整備している。

また、専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みとして、コンプライアンス研修会および研究倫理研修会をそれぞれ毎年度開催している（資料：各実施要項）。また、専任教員に対し、日本学術振興会主催による「研究倫理 e-ラーニング」の受講を推奨している。なお令和 5（2023）年度の研修内容は、以下の通りである。

- ・令和 5（2023）年 10 月 17 日コンプライアンス研修会
- ・令和 6（2024）年 2 月 20 日研究倫理研修会

令和 5（2023）年度は、ユマニテク短期大学研究倫理委員会を発足させ、研究倫理指針も策定した（資料：ユマニテク短期大学研究倫理委員会規程、研究倫理指針）。令和 5（2023）年度は倫理審査申請が 4 件あり、適正な審査の結果全て承認された。また学生向けに「学生による研究（主に成果報告書）における倫理審査チェックシート」も作成し、ゼミ担当教員と学生の間で倫理について話し合う機会を設けている。

専任教員の研究成果を発表する場として、先述した通り『ユマニテク短期大学紀要』（平成 29（2017）年度より）を年刊として発行しているほか、令和 3（2021）年度より本学付属の教育研究機関であるユマニテク教育研究所からも『ユマニテク教育研究所紀要』（年刊）を発行している。『ユマニテク短期大学紀要』の投稿が本学に勤務する常勤教職員および非常勤講師に限られるのに対し、『ユマニテク教育研究所紀要』は上記以外にも大橋学園・みえ大橋学園に勤務する常勤教職員及び非常勤講師、地域の教員・研究者まで幅広く募っている。令和 5（2023）年度はユマニテク短期大学紀要第 7 号を発行し、専任・非常勤講師 8 名が投稿した（資料：紀要投稿規程）。ユマニテク教育研究所紀要では第 3 号を発行し、専任教職員 2 名が投稿し、研究成果発表の場を確保している。

研究室については、すべての専任教員に対して学内 LAN を整備し、パソコンとカラーレーザープリンターが設置された個室の研究室が配置されており、研究や授業準備等が快適に行える環境を整備している。またこの研究室は必要に応じて、「オフィスアワー」にも活用されている。

専任教員には毎週 1 日の研究日が与えられ、研究や研修等を行う時間が確保されている。また、授業や学内業務の時間以外で教員各々の研究テーマに基づく研究が積極的に行われている。夏季・冬季・春季等の長期休暇期間は、研修を願い出ることにより研究等に充てることができるようになっている。

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

FD 活動に関する規程として、「ユマニテク短期大学 FD・SD 委員会規程」を定めている（資料；ユマニテク短期大学 FD・SD 委員会規程）。本学の教育理念の実現に向けて、本学教職員の質的向上を図るために必要な事項を定めることを目的としている。活動として、年に 1 回以上学外から講師を招聘し教職員の研修を行っている。令和 5 年度は 8 月 22 日に東海学園大学教授水野正朗氏を招聘し、「大学における協同学習」について学んだ。こうした FD 研修会を通して、教員は授業改善や教育方法の開発を定期的に行っており、その成果は、「ユマニテク短期大学紀要」「ユマニテク教育研究所紀要」にも反映されている。さらに FD 活動の効果的実施のため、教員だけにとどまらず職員も SD 研修として合同研修を実施している。参加者へは「リフレクションシート」の記入を求め、FD・SD 委員会で検証を行い改善に活用している（資料；リフレクションシート）。令和 5 年度実施の内容

については報告書を作成し、本学ホームページにて掲載している（資料；令和5年度FD・SD報告書）。

また、専任教員は学生の学習成果獲得の向上のため、委員会活動運営を中心に学内関係部署と連携し、全学的な支援を行っている（資料：学内組織図）。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

事務組織の構成及び事務分掌については、「ユマニテク短期大学管理運営組織及び事務分掌規程」に基づいて規定しており、法人本部は経理、人事などの管理業務を統括し、教学に関する事務業務は短期大学事務局で執り行い、それぞれの責任体制が明確になっている。事務分掌には、庶務課、教学課、入試広報課、キャリア支援室、図書館が設置されており、それぞれ責任者が配置され、責任体制は明確である。事務職員はそれぞれの事務をつかさどる専門的な職能を有している。各職員は業務遂行のための知識の習得に努め業務を支障なく遂行している。職員の配置については、個々の能力や適性を考慮したうえで担当課に配属している。特に令和5年度については、グループ校から事務長をはじめとした人事異動を行い、既存の職員、新しい職員ともに適性を再検討し、短期大学内で業務に専念できる体制を整えている。（資料：短大組織図、管理運営組織及び事務分掌規程）

インターネットが使用できるパソコンは一人に1台貸与されており、プリンターを含む複合機や備品も整備されている。事務所内には学習成績等の入力をするためのパソコン、学生募集に係る処理をするためのパソコンは別に配備されており、学内はネットワークで各種情報やデータの共有を図っている。情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスを受け、未然に外部からの不正行為に対処している。データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、外部記憶媒体を使用しており、その記憶媒体の学外持ち出しは厳禁している。別室には裁断機、保管用紙などが設置してあり、情報機器及び事務用備品は十分に整備されている。

SD活動に関する規定は「ユマニテク短期大学FD・SD委員会規定」が整備され実施されている。SD研修内容は、FD・SD委員会で検討され本学に必要なテーマを適宜検討・実施している。幅広い分野で実施し外部講師を招聘して実施する研修会以外にもユマニテク教育

研究所の職員が担当することで教職員自身の知識が深まり教育研究活動をはじめ高等教育機関としての教育活動のレベルアップにつながっている。以上のことから、SD活動に関する規程を整備し適切に実施している。(資料：令和5年度SD活動実施記録)

また職員は1週間に1回、業務の進捗状況、情報共有に関してのミーティングを実施しており各業務における課題や問題点を共有し適時業務改善を行っている。以上のことから日常的に業務も見直しや事務処理の点検・評価を行い改善している。

教授会をはじめ各委員会や主要な学内外の会議には職員も参加し教職員とも連携を密にしながら学生の支援にあたるなど学習成果を向上させる為の業務を推進している。学長が掲げる教職協働の事務職員としての役割を担っている。(資料：教授会、各委員会議事録)

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程については、「就業規則」をはじめ、下記の規定等を整備している。

【学校法人大橋学園の法人規程として】

- ・就業規則
- ・育児休業および育児短時間勤務に関する規定
- ・介護休業に関する規定
- ・休職期間の給与等に関する規定
- ・教職員任免規程
- ・給与規定
- ・退職金規程

【ユマニテク短期大学の規程として】

- ・ユマニテク短期大学 非常勤講師に関する規程
- ・ユマニテク短期大学 教員免許更新講習等特別手当支給基準
- ・ユマニテク短期大学特別招へい教授規程
- ・ユマニテク短期大学客員教授及び客員准教授等に関する規程
- ・ユマニテク短期大学教育職員定年規程

上記諸規程の周知については、教職員が閲覧できるデータサーバにて閲覧が可能となっているほか、就業規則については、印刷したものを各校の事務局に備付け、常時閲覧ができるようになっている。各規程は、法律の改正等に合わせて随時見直しを行い、必要に応じて改廃、整備を行っている。改廃、整備を行った場合には、速やかに教職員へ周知し、最新の規程に基づき教職員の就業を適正に管理している。

教職員の就業に関する規程としては、「学校法人大橋学園就業規則」等を適用している。また、毎年4月に新規採用教職員を対象に、就業に関する規程や学内ルールをはじめ、建学の精神、教育理念、教育方針等について研修を実施している。「学校法人大橋学園就業規則」は教職員が常時閲覧可能な状態であり周知されている。各規程は随時見直しを行い必要に応じて改廃を行っており全教職員に周知している。

時間外勤務の状況については毎月法人本部に報告しており時間外勤務を把握、分析し必要に応じて教職員に適切な労務管理を促す通知を行っている。また、安全衛生管理計画を策定し教職員に周知している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は、三重県四日市市南浜田町 4-21 の 1 か所のみである。校舎敷地は 1,485.95 m²、運動場用地 887.96 m²、用地合計 2,373.91 m²であり、校舎は 3,194.79 m²で、短期大学設置基準面積を十分に満たしている。バリアフリー対策として、外部からの出入りにスロープを設置、エレベーターを利用して上層階の教室等へ行くことが可能となっている。また、3階に多目的トイレが設置してあり、車椅子での利用可能となっている。

授業等を行うための講義室 6 室、演習室 2 室、実験・実習室 1 室、情報処理室 1 室、を有しており、教育上支障をきたすことはない状況である（備付-81）。

なお、通信による教育を行う学科・専攻課程は有していない。

本学では情報処理室にノートパソコンを設置している。また、学内では無線 LAN によりネットワーク接続ができる教育環境を整えている。

図書館の専有延床面積は 196 m²あり、蔵書数は 10,859 冊（図書 8312 冊、寄贈図書 1,697 冊、研究費図書 850 冊含む）、視聴覚資料は 243 点、電子書籍は 565 冊、学術雑誌は 16 誌（受入数）である（令和 6（2024）年 3 月 31 日現在）。座席数は 62 席となる。大学図書館としては極めて小規模ではあるが、現状の学生数に鑑みて極端に不足しているともいえず、適切な面積の図書館を有しているといえる。

図書館では、保育・幼児教育関連の専門書・実用書を専門書架に配架しており、さらに保育・幼児教育の実践に関する書籍は「保育実践コーナー」を設置し、学生が活用しやすいように工夫している。さらに古典や学術書などの確保・充実に取り組んでいる。授業用の領域別参考図書、関連図書についても随時補充している。

図書の選定については、学習用推薦図書（教員対象）や購入リクエスト（教職員・学生対象）を随時募っており、年に 4 回、図書学術委員会での選書によって決定している。令和 5（2023）年度からは Teams でリクエスト募集の案内を行ったところ、リクエスト数が微増した。効率よく周知することができ、今後も様々な場面で活用していく予定である。また、開学以来、紙芝居や絵本の充実を図っている。

購入図書選定や廃棄は、「ユマニテク短期大学 図書館資料の選定に関する内規」、「図書館資料収集・管理規程」（資料：資料収集・管理規程）に則り処理をしている。廃棄は同規程に則り、汚破損のほか蔵書点検を実施し 3 年以上紛失しているもの等を対象として廃棄・除籍処分を行うこととしている。令和 5（2023）年度は課題であった雑誌の保存年限及び廃棄について定めた。一般雑誌を 3 年間、学術雑誌を 5 年間、新聞を 1 年間の保存年限とした。今後は適切に保存・廃棄を行っていく。なお蔵書点検は、毎年 9 月と 3 月の年 2 回実施している。

体育館の面積は、507.60 m²あり、体育系の授業や課外活動のほか授業日以外の休日にも利用でき、有効活用されている。（資料：短大設置申請時の図面、機器・備品一覧、補助金申請時の写真付きデータ）

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学は、「学校法人大橋学園経理規程」、「学校法人大橋学園資産運用規程」を定め、これら諸規程に基づいた処理が適切に行われている。（資料：資産運用規程）

学科をはじめ各委員会が事業計画の作成にあたり予算請求時に各教室設備の改善等を盛り込んでいる。随時、教職員からの改善意見に可能な限り対応している。

自然災害、重大事故、犯罪、伝染病などに対応するために「学校法人大橋学園防災管理規程」、「学校法人大橋学園危機管理規程」を整備しており、あらゆる機会をとらえて学生及び教職員に周知徹底を図っている。また、火災報知器・緊急通報・放送システム、消火栓、防火扉の定期点検を専門の業者に依頼するとともに、全学避難訓練を実施し、防災意識の向上に努めている。（資料：避難訓練の実施報告書）

学生に対しては「学生ハンドブック」に記載するとともにオリエンテーションで非常口、AED の設置個所等の確認をして想定できるあらゆる危機に対応できるよう努めている。

情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスに加えて、各自の PC においてもウイルスソフトを導入し、未然に外部からの不正行為に対処している。また、データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、外部記憶媒体を使用している。記憶媒体については、学外持ち出しは厳禁している。特に、教務関係の成績データや学生の個人情報については、外部から侵入できない独立のパソコンで管理している。また日頃から個人情報の取扱いについては、会議などで注意を喚起している。災害に備え飲料水の備蓄も行っている。（資料：セキュリティ研修案内、資料等）

省エネルギー対策については、環境保全の教育を実施するとともに、全教職員に協力を呼び掛けて実施している。エアコンの温度設定と使用期間に関しては事務所で集中管理を行い、学生にも周知し省エネルギー対策を実施している。また、ゴミ処理も分別できるようにゴミ箱を配置し、廃棄物のリサイクルにつながる様に分別回収を全学的に推進している。（資料：省エネ啓発に関する資料、メール等）

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校地・校舎の面積は配置基準を満たしており、運動場も整備されていることから課題はないと考えられる。また、講義室、保育実習室、音楽室、図工室の機器備品等についても特に問題はないかと考えられる。なお、目まぐるしく進む DX 社会に対して、本学の ICT 化がそれに対応できるかの教育環境整備が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

ICT 教育に関わる施設・設備として3つの教室(図書館、キャリア支援室、407 教室)を設けており、学生のコンピュータ関連技術の習得と活用に大きく貢献している。3 教室には、学生が自由に使えるパソコンが複数台(44 台)用意されている。また、学内では無線 LAN によりネットワーク接続ができる教育環境を整えている。

学生には、1 年次前期・後期を通して「情報処理Ⅰ」、「情報処理Ⅱ」において、情報処理のトレーニングとして、OA 機器操作の基礎から始め、それを使いこなす情報リテラシーを身につけさせ、併せて情報モラルや情報マナー、情報の重要性と危険性を理解させている。

本学には「ICT 推進チーム」があり、本チームが中心となって学内における情報設備の管理、体制構築や技術的な運用を行っている。本チームは教員及び職員によって構成されており、教育課程編成・実施の方針に基づいて、ICT 環境の構築に関する体制の構築、技術的支援、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。また、グループ内に設置されている「情報 DX 推進室」には専門知識・技術を持つ職員がおり、連携をして研修や ICT の環境整備にあたっている。

入学時のオリエンテーション、1 年次前期の基礎ゼミナール内において、本学が採用している iPad や office365 の使用方法について、情報 DX 推進室と ICT 推進チーム所属の教職員が中心となって指導を行っている。また、ネットワークシステム及び各ネットワークプリンタは日常的にチェックを実施しているほか、各教室に設置された情報機器についても利

用状況や状態について定期的に確認し、必要があればメンテナンスや入れ替え、修理等に対応できる体制を構築している。

本学では、開学時より教職員には一人一台のパソコンを貸与している。これらのパソコンについては、授業や業務に必要なソフトウェアがプレインストールされたうえで導入されている。また非常勤講師が授業等で使用するための教職員貸出用パソコンを4台確保している。

本学では各階にLANを整備し、全学的に利用可能になるよう整備している。各教室や図書館については有線LANが使用できるコネクタが用意されているほか、学内の各階に無線LANアクセスポイントを整備しており、パソコンだけでなくスマートフォンや各自の個人端末を使用してオンライン環境が使用できるよう体制を構築している。

本学の授業実践として、実技に関する演習科目では、手元の細かい動作を教室後方まで見せるため資料提示装置とプロジェクターや大型モニターを使用するなど、各授業の担当者が、より効果的な授業を展開するため各種の情報技術を積極的に活用している。

他にも、各種の課題や調査提出の方法として、office365のTeamsを積極的に活用し、状況の管理などを積極的に行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

ネット回線については、学生の個人端末(iPad)が導入され、より利用頻度が増える様になった。その為、授業内で全学生が同時にネット回線を利用する場合、速度が遅くなる場合がある。現状は授業を分けて対応しているが、今後アクセスポイントの増設や、ネット環境の見直しが必要である。その際に、学生への施設、設備に対するアンケートを実施する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

Office365やTeamsが導入されたことにより、授業内で共同編集が可能になり、チャット機能を活用し、授業中にその場で学生の理解度を把握している。教員から学生への授業関連情報の伝達(学習課題の提示、学習教材の配信等)や、Teamsを利用して授業に関わる学生相互の意見交換や、グループ学習を行っている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

令和 3（2021）年度以降の直近 3 年間の財務状況は、法人全体では、事業活動収支は 3 年とも収入超過し、年々黒字額も増加しており、順調に推移していると言える。これは、令和元（2019）年度に改編し、新学科設置や定員増を行った名古屋ユマニテク調理製菓専門学校と名古屋ユマニテク歯科衛生専門学校の学生数が順調に推移しており、その分学生生徒等納付金収入が増加したことが主な要因と考えられる。資金収支についても順調に推移してきたが、名古屋地区の事業拡大を想定して、令和 3（2021）年度に名古屋市に事業用地を購入し、その費用を借入金と手持ちの現預金で支払ったため、令和 2（2020）年度に比べて令和 3（2021）年度は期末の現預金残高が減少している。これを受けて、貸借対照表についても、令和 3（2021）年度は総資産額、総負債額ともに大きく増加しているが、純資産額については、令和 3（2021）年度は前年比 229,365 千円の増額、令和 4（2022）年度も前年比 246,711 千円の増額となり、令和 5（2023）年度も前年比 238,418 千円となり、健全に推移していると言える。（資料：財務数値の経年比較）

短期大学部門だけに絞って見ると、開学から 7 年が経過した令和 5（2023）年度も支出超過が続いている。これは、入学定員充足率が当初の計画通りに推移しておらず、学生生徒等納付金収入が伸び悩んでいることが主な原因である（入学定員充足率は、平成 29（2017）年度が 31%、平成 30（2018）年度が 55%、令和元（2019）年度が 63%、令和 2（2020）年度が 65%、令和 3（2021）年度が 61%、令和 4（2022）年度が 72%、令和 5（2023）年度が

53%である)。年々支出超過額は減少してきているものの、まだ収入超過となるには努力が必要で、引き続き入学定員の充足に注力していく。現在は、併設する専門学校が好調に推移しており、法人全体としては短期大学の支出超過分を十分にカバーできており、短期大学の存続は可能であると判断している。

退職金については、退職金規定に基づき、短期大学の教員については公益財団法人私立大学退職金財団（以下「私大退」という。）に加入しており、私大退からの給付額が不足する分については毎年度退職給与引当金を計上している。また、短期大学の職員や他の部門の教職員は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という）に加入しており、退職金は中退共から支給される。（資料：計算書類）

資産運用については、資産運用規程に基づき、適切に運用されている。

短期大学の教育研究経費比率は、令和 2（2020）年度が 37.5%、令和 3（2021）年度が 40.9%、令和 4（2022）年度が 38.9%、令和 5（2023）年度が 36.5%となっており、基準となる 20%程度を大きく超えている。教育研究用の施設整備及び学習資源（図書等）については、毎年度学科及び関連部署に予算計画の聞き取りを行うなど適切に計画し、整備している。（資料：資産運用規程）

会計監査は、公認会計士 2 名と監査契約を締結し、計画的に実施され、監査人からの質疑事項については丁寧に対応し、適正意見をいただいている。（資料：監査報告書）

寄付金の募集については、令和 3（2021）年度から専門学校部門にて積極的に活動を始めたものの、収入における寄付金の割合は低い。多様な財源確保を目指して、今後は他部門でも寄付金が獲得できるように活動していきたいと考えている。なお、学校債は発行していない。

入学定員充足率は、前述の通り、直近 3 年間は 50～70%台を推移しており、収容定員充足率も令和 3（2021）年度が 59.5%、令和 4（2022）年度が 62%、令和 5（2023）年度が 60%で妥当な水準とは言いがたい。収支バランスをとるためには、入学定員充足率を 80%台へ底上げすることが必要と考え、引き続き入学定員充足率の向上に努めていく。入学定員充足率が上昇すれば、必然と収容定員充足率も上昇するので、それまでは、なるべく不要な経費は削減し、支出超過額を最小限にするよう努めている。

事業計画と予算については、各部門にて素案を作成し、法人本部にて集約・調整したものを毎年度 3 月に開催される評議員会と理事会にて審議・承認され、決定している。（資料：事業計画書・中期計画）決定した事業計画と予算については、速やかに各部門に通知し、予算執行及び日常的な経理業務については、学校事務局と法人本部が連携して行っている。

（資料：予算書）その月の経理処理が完了すると、経理担当者から学校事務局へ処理済みの計算書や元帳を情報提供し、処理内容に間違いがないか確認した上で、経理責任者から適宜理事長に報告している。（資料：月次資金収支計算書）出納決裁については、関連規程に基づき定期的に責任者が承認したものを理事長に報告し、実行している。（資料：稟議書・支出伺）また、資産及び資金の管理と運用については、本部経理責任者が理事長に報告・相談し、安全かつ適正に管理している。なお、理事会の承認が必要な場合は理事会を招集し、承認を受けている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

開学7年を迎える短期大学であるが、今後の中長期的な将来像としては、募集定員の見直し、附属園の設置、短期大学から4年制大学への移行などが検討されている。建学の精神である、地域に必要とされる次世代を養成する責務を果たしていくために、今後とも地域社会にとって高等教育機関として社会貢献をしていくために情報の収集、分析活動を定期的に行っている。経営方針や経営状況等を含めた情報については理事会において議決された議事、案件等の情報については、大学運営委員会の審議のもと、教授会等において適宜報告をしている。また、予算策定時においては、重要事項については各委員会において計画素案を作成するなど適宜意見聴取を行っている。（資料：中長期計画）

外部資金の獲得については、令和元（2019）年度から国の補助金申請が可能となり、経営基盤が安定してきているものの負債状況が続いている。この要因は、帰属収支の構成比率は8割以上が学生生徒等納付金であるが、開学以来定員80%を達成していないことから収支不全の状況である。さらに、外部資金の獲得、各種補助金を活用した付帯事業等は実施しているものの、必ずしも計画的・組織的な推進体制となっていない。

また、令和5（2023）年度では経営基盤の強化、学生募集活動の促進及び中長期計画の取り組みに向けた人事採用、人事異動を実施した。今後の展開において、ターニングポイント

になり得る年度である。しかしながら、開学7年を迎えるが施設設備については不十分な点も多いため、必要不可欠な設備等については今後の整備を検討していく。このような中ではあるが、大学運営委員会での方針のもと、教職員一丸にて、支出を最大限におさえて、法人各部署の連携をもとにバランスがとれた収支計画の実行をしていきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

例年と同様、今後も事業活動収入の中で収支の均衡を図っていくために、学生募集の結果をいかに上昇させていくかが大きな課題である。現状の通り、開学以来100名の入学定員に対して、これまでの最高定員充足率でも72%のため、まずは80%を達成することが当面の目標である。そのためには短期・中期ともに学生募集計画、募集体制の見直しが必要となる（ブランディング、高校生インターンの促進、社会人募集、受験者の学納金納入計画等）。この収支不全の状況を何としても打破しなければならない。

また、現在導入している人事考課制度についても、指標の見直し、事業計画に対しての目標設定等、ブラッシュアップを実行し、教職員へのさらなる適格な評価を行うことが必要である。

各種教育機器、教育教材、図書教材、ICT関連の機器の整備は逐次整備し、魅力ある学修環境の整備は学生募集にもつながる重要施策であるため、備品整備計画の立案と実行が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、平成 14（2002）年 5 月に現職に就任し現在に至っているが、その間の平成 15（2003）年から平成 23（2011）年まで設置校である精和学園文化・ファッション専門学校
の校長を兼務していたほか、ユマニテク短期大学開設時の平成 29（2017）年 4 月には短期大学の学長に就任し、平成 31（2019）年 3 月までの 2 年間にわたり学長を務めた。また、姉妹法人であるみえ大橋学園の理事長を、昭和 50（1975）年 10 月から平成 20（2008）年 3 月までと、平成 29（2017）年 6 月から現在までの約 38 年間にわたり務めており、理念を共有する両学園の建学精神・教育理念や、教育目的・目標を理解し、その経験を踏まえて常に強いリーダーシップを発揮し、法人全体の運営に関わり、学園の発展に寄与してきた。

理事長は、寄附行為第 14 条（理事長の職務）に定める通り、学校法人大橋学園を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為第 35 条（決算及び実績の報告）の定めに基づき、

理事長は毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めており、適切に業務を執行している。

理事長は、寄附行為第 17 条（理事会）の規定に基づいて理事会を開催し、以下の通り学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、理事長が招集し議長を務めている。理事会は、中期計画・事業計画等の策定に関して審議を行う等、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。（資料：R5.11.29 理事会議事録）理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集し、関係法令の改正等の情報を共有し、学則変更や定員変更を審議する等、短期大学を始めとした設置学校の運営に関して法的な責任があることを認識している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、必要に応じて改定等を行っている。

理事は、以下の通り法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

理事の選任に関しては、私立学校法第 38 条（役員を選任）に基づき、寄附行為第 8 条（理事の選任）を定め、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有したものを選任している。理事の人数は、寄附行為第 7 条（役員）に 6 人以上 8 人以内を置くことと定めており、現在 8 名が就任している。（資料：役員名簿）

また、寄附行為第 12 条（役員解任及び退任）第 2 項第 4 号に、役員退任理由として、「私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と定めている。私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号には、「学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者」と規定されていることから、寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。（資料：寄附行為・理事会議事録・評議員会議事録）

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有して

いる。

- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。リーダーシップとガバナンスを発揮し、建学の精神と教育理念・教育目標に基づき、大学運営の責任を担い、その推進と教育の質の向上及び教育方法の継続的な進展と、短期大学の向上・充実に向けて努力している。学長は、全教職員に対しては年度初めに、学生に対しては入学前講座、入学式、オリエンテーションにおいて「建学の精神に基づいた教育目標」を直接伝えている。また、一年次においては「社会学」「教育方法と技術」「教職概論」の授業においても、保育者としての生き方、あり方を自覚できる次世代の人材育成を行うために、本学の教育理念である「豊かな人間性と確かな技術」を兼ね備えた保育者とはどのような生き方、あり方かを学生に問いかけ、学生自身が主体的に学び続ける授業を実践している。

また、OJTとしては「1on1 ミーティング」の仕組みを利用し、課長クラスのみドルリーダー、新任教職員との面談を随時行っている。また、学長は定例的に毎週火曜日に学科長、事務長による情報共有のミーティングを開催し、日常的な様々な問題から大学運営全般にわたるまで、問題を明確化し、課題解決についての対話を行い、リーダーシップを発揮している。

さらに、短大教職員の人材育成にとどまらず、豊富な経験と知識を次世代に伝えるべく、学長がユマニテク教育研究所の所長に就任しており、教育の質向上に向けて、計画的かつ系統的に研修を継続して実施している。

学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。また、実際の懲戒に当たっては学科長、学生支援委員長と連携し、指導にあたっている。

学長は「ユマニテク短期大学学長選考規程」に基づき教授会で候補者として選出され、理事会において選任され、学長に就任し5年目となり教学運営の職務遂行に努めている（提出－規程集 39）。学校教育法第 92 条第 3 項に定められている通り、関係部署と連携を図りながら校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は「ユマニテク短期大学 教授会規程」に基づき、原則月 1 回の教授会を開催する（提出－規程集 41）。教授会には全専任教員と事務長、教学課長、庶務課長、入試広報課長等の一部の職員が出席して開催され定められた審議事項の他、教学運営全般に係る情報共有を行う会議となっている。教授会の議事録は「ユマニテク短期大学教授会規程」に則り、事務局が適切に作成、保管している。

「ユマニテク短期大学大学運営委員会規程」に基づき月 1 回定例会議を開催し、教育課程の編成、教育研究活動に関する事項などその都度審議している。

学長は毎年度、全教職員会議及び FD 活動・SD 活動のフォーラム等を主導し「建学の精神」に基づき短期大学の運営方針・教育方針を表明し全教職員との共有化に努めている。また、ユマニテク教育研究主催のフォーラムには高等学校長、高校教諭の参加を呼びかけ、地域の教職員との高大連携を促進し、意識改革などを積極的に進めている。

学長は「ユマニテク短期大学学則」と「ユマニテク短期大学教授会規程」に基づいて、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与について教授会の意見を聴取し決定している。さらに教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

学習成果及び三つの方針は、教務委員会、教授会、運営委員会で審議承認されており、教授会はそれらを理解し認識を共有している。教授会の下に教務委員会、学生支援委員会、キャリア支援委員会、図書学術委員会、入学者選考委員会が設置され、これら各委員会は規程に基づき適切に運営されている。

学長は「ユマニテク短期大学 教授会規程」に基づき、原則月 1 回の教授会を開催する（提出－規程集 41）。教授会には全専任教員と事務長、教学課、入試広報課等の一部の職員が出席して開催され定められた審議事項の他、教学運営全般に係る情報共有を行う会議となっている。教授会の議事録は「ユマニテク短期大学教授会規程」に則り、事務局が適切に作成、保管している。（資料：教授会議事録）

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

複雑化し、また、予測不可能な社会において、学長によるリーダーシップの発揮がさらに重要になっている。本学の教育の質をより高めていくために、人材育成と組織開発が不可欠である。近年、社会的な問題となっているパワーハラスメントにおいて、適切で迅速な対応が不可欠であるが、教職員に対する意識啓発が喫緊の課題である。本学においてもハラスメ

ント対策は、組織管理や心理的安全性の保障された組織構築という観点からも、きわめて重要である。相互尊敬、相互信頼に基づいた、組織を目指して、本学の教育理念に共感、共鳴できる人材育成と確保が重要な課題である。

学生に対しては「ゼロ対応」の取り組みで退学等懲戒を未然防止していくことが重要である。また、学内で実施されている各種の取り組みを明文化して、組織化すること、PDCA を適切に回し、教学面の改善を行うなどが課題である。「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」（平成24(2012)年・中央教育審議会）を受けて、協同教育を基軸とした授業改善に取り組んでいるが、その進捗状況を可視化していく課題がある。そのために次年度においては「アクティブラーニングによる授業運営の実態調査」を実施する予定である。IR 活動の一環として取り組んで行く。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

IR 活動として、令和5(2023)年7月に建学の精神、教育理念の学修成果を可視化するために信頼できる計測方法(前述「PROG」)を用いて、社会人として必要な汎用的な能力・態度・志向などのいわゆるジェネリックスキルを測定し、育成するためのプログラムを実施した。ジェネリックスキルを可視化し、客観的評価の指標を設けることで、教育成果の検証を行うことが可能となると考えている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、寄附行為第7条(役員)及び第9条(監事の選任及び職務)に基づき、2名を選任し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行っている。また、監事は理事長の下に設置された監査室と協力・連携し業務監査を行っているほか、財務面を確認するうえでは、公認会計士と協力・連携して当該年度の中間期(11月)と決算期(5月)に会計全体の監査を実施している。

また、監事は理事会及び評議員会に毎回出席し、理事の業務執行の状況及び理事会の運営状況を確認するとともに、学校法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行状況について意見を述べる等、責務を果たしている。

監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

上記の寄附行為は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて定められており、監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。(資料：監査報告書)

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

本法人の評議員会は、寄附行為第 20 条（評議員会）第 2 項の規定に従って、理事の定数の 2 倍を超える 17 名の評議員をもって組織している。

また、評議員会は、私立学校法第 42 条に基づいて定められた寄附行為第 22 条（諮問事項）の規定に従い、適切に運営されている。

以上の通り、評議員会は法令等に基づいて開催され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。(資料：寄付行為・評議員会議事録)

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

本学では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づいて、教育情報をホームページにて公表・公開している。(資料：ユマニテク短期大学 HP「情報公開」)

また、私立学校法第 63 条の 2 の規定に基づいて、寄附行為、監査報告書、決算の概要、財務諸表、財産目録、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準についてもホームページにて公表・公開している。(資料：学校法人大橋学園 HP「情報公開」)

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

近年の私立学校法の改正に対応し、理事・理事会機能の実質化、監事の牽制機能の強化、評議員会機能の実質化を図り、併せて情報公開の充実に努めている。高い公共性と社会的責任を有していることを学園教職員全員が意識し、ガバナンスや情報公開の在り方について、絶えず向上心を持って取り組んでいくことが重要で、より個々の機能の充実に努めていきたい。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし